

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①認定第1号 令和元年度光市水道事業決算について

②議案第68号 令和元年度光市水道事業未処分利益剰余金の処分について

(2) その他(所管事務調査)

説明：中西業務課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

決算の御説明ありがとうございました。人口減少、有水料が減る中で、大変厳しい環境の中で、企業活動として経営の努力をされているということがよく現われている決算ではないかと思って、評価したいと思います。

その中で、起債の表記について御質問したいと思うんですけれども、13ページの総合総括事項という中で、業務量、この中で、有収水量のことが記載されておりますけれども、これについては、減少となっておりますが、ここでの表記については、家庭用と工場用が減少したんだということで記載があります。その記載額と、最終的な総有水量の減少額を比べたときに、この文脈から見ると何か増えているものがあるよねということになるんですけれども、その辺りのところも紹介していただけたらと思うんですけれども、ここは19ページを見ると、一般用水として営業が増えているというふうで読み取れるんですけれども、その辺りのところの記載があったほうが分かりやすいかなと思ったのと、その営業用が増えた背景とかどのようなものが、この厳しい中で増えているということについてお知らせいただけたらと思います。

○中西業務課長

ただいま御質問があった内容についてお答えします。

給水戸数につきましては、先ほども冒頭に触れましたように、給水人口が減少する一方で、給水戸数が156戸の増加という内訳の中で、営業用が47戸増えているという実態がございます。そういった中で、営業用水が増加したということがございます。

○畠堀委員

増えるということで、総数にどんなような営業種になるのか。その中味としてはどのような営業の仕様の形態になるんですか。

○宮崎水道局管理者

営業用が増えておりますけれども、大きな理由といたしましては用途の付け替えがございました。というのが、営業用が家事用に入っておりますので、家事用を減らして営業用に付け替えたということで、営業用が増加したという形になっております。

以上でございます。

○畠堀委員

分かりました。この厳しい中での明るい要因かなというふうに私は思ったんですけど、じゃこの営業用というのは特に傾向として増えてきたとかそういうふうな、単年度として増えたという理解でよろしいですか。

○宮崎水道局管理者

そうですね。営業用が増加傾向にあるということではなく、結果的に用途変更があったので増えたということで、委員が言われますように、プラス要素とは考えられないというふうに考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

はい、分かりました。依然として、さらに厳しい状態というのがよく理解できましたので、今後とも経営努力をお願いします。ありがとうございました。

○森戸委員

基本的なことを、決算書の18ページで、年間総有収水量があります。それに対して有収率があるんですが、この12%のロスといいますか、それはどういう意味合いで捉えたらいいですか。ロスと見るのかどう捉えるのか分かりませんが、その辺をちょっと。

○中西業務課長

別冊の参考資料をの5ページをお願いいたします。

こちらに配水量の内訳ということで表示しておりますが、このページの4番、給水状況の2段目の行、総配水量は、有効水量と無効水量というふうに分かります。有効水量は、有収水量、要するに料金のもととなった水量、その他の有効水量としましては、例えば私どもの洗管活動、そういった作業用水も含まれております。

その他無効水量としましては、水道管が破損したときの漏水、こういったものが含まれておりまして、実質使用水量を総配水量で割ったときにこの率になったということでございます。

○森戸委員

ここの率です。ここは適正ラインといのはどうなんですか。すみません、立ち入った話ですが、その辺の何か数字があるんですか。

○中西業務課長

一般的には、大規模な水道事業体であれば、95%というものを目標にしてはいるんですが、小規模な事業体でございますと90%というところが目安となっております。

私どもそこまで到達していないんですが、今のところ、老朽管の更新というものを進めていけばその辺りの率が改善されていくものと考えております。

○森戸委員

了解しました。そのペースを上げるかどうかというところだろうと思います。

で、お尋ねをするんですが、19ページの給水収益で、昨年度と比較すると水だけの部分で見ると1,400万円の減なんですけど、例えば、10年程度ぐらい前から比較すると、この落ち込みはどのぐらいの額なのか。人口減による給水収益の落ち込みの金額がわかれば教えていただけたらと思います。

○宮崎水道局管理者

具体的な数字は持ち得ておりませんが、平成23年に水道料金の改定をして、市民の皆さんに負担をお願いしたところなんですけれども、そのときの給水収益が10億5,000万円程度だったというふうに記憶しております。このたび、令和元年度の給水収益が10億1,500万円ということですので、約3,500万円なり4,000万円ぐらいの減収傾向にあるというふうに考えております。

○森戸委員

10年の累計で見るとどのぐらい。ま、1年間のですか、今のがね、10年前と比較した金額ですか。

○宮崎水道局管理者

すみません。今申し上げたのは、1年間同士の比較ということで、累計については申し訳ございません。今、数字は持ち得ておりません。

○森戸委員

要は、そのペースがどのぐらいの速度なのかなということで見ると、はい、よく分かりました。そこの部分をどう補っていくかということ、熊毛が今受託の受水収益が3,500万円というようなことでした。今後、入る部分がありますね、工水等の。それでいうと、現実的な経費を差引いた部分で残る金額がどのぐらいになるか、その辺が分かればお聞かせいただけたらと思います。

○中西業務課長

ただいま工水の収益という話がありましたが、光市に山口県の企業局から入るお金が17.1円というものがございまして、水道局に入るお金がこのうちの4.6円という内訳になってございます。ただし、4.6円というのが私どものこの事業に係る経費の積み上げでありますので、基本的には収益事業ではございませんが、ある程度効率的な運営をすると収益につながるのかなと思います。

参考までに申し上げますと、今年度途中からの供給開始ということでございましたが、来年度から約2,600万円、税込みでございますが、収益を上げる予定です。それに対する費用も発生するというところでございます。

以上です。

○森戸委員

足すと6,000万円ぐらい程度だろうと思いますので、純粋な水収益の部分でいうと。人口減少が何とか10年ぐらいで見ると、それがあつたおかげで補えていけるのかなというふうに思います。

それと、さらに先を見据えたときに、そのスピードも早くなるであろうかと思うんですが、その辺の見込みはどのように考えておられますか。

○中西業務課長

私どもの水道ビジョンの中で向こう10年間の見込みということで給水収益も算出しております。その中で、先ほど局長からもありましたように、今の私どもの料金というのが平成23年度に料金改定を実施したものが基本となっておりますので、その計算でいきますと、純利益が熊毛の収入がありましたのでそれが補えていると。それがなければ計画に追いついていないという状況でございます。

毎年、給水収益と他の収入というものを見比べながらながら状況を見て、先ほども説明でも触れましたが、アセットマネジメントというものの中で、資金ショートしないような計画を立てていきたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

またお尋ねをしたいと思いますが、そのスピードも早くなってくるであろうと思いますので、しっかり対応していただけたらと思います。

以上です。

○河村委員

分からないところをちょっと教えてください。

簡易水道の話がちょくちょく出てきますが、この簡易水道というのは伊保木の簡易水道を編入した、あるいは牛島もという話で、どういうものの中に入れて、当時、光市の資産であったと思うんですが、それを全部水道局に移管したのかどうか、ちょっとその辺のところを教えてください。

○中西業務課長

こちらの収益で上げております、対象となる旧簡易水道につきましては、旧上ヶ原簡易水道、大和簡易水道、岩屋・伊保木簡易水道となっております。

上ヶ原簡易水道につきましては、平成20年度に上水道事業に統合いたしまして、資産評価等行いまして、さらに負債、企業債の未償還残高、こういったものも引き継いでおります。

残る2つの簡易水道につきましては、平成21年度に水道事業会計のほうに統合いたしまして、上ヶ原簡易水道と同様に資産評価をいたしまして、企業債の残高、これも引き継いだところです。

その後も、市と交わした中で残る企業債の元利償還部分につきましては、市のほうから負担していただくという内容となっているところでございます。

以上です。

○河村委員

じゃ、牛島はそのまま簡易水道のままだったかいね。

○中西業務課長

牛島簡易水道につきましては、離島という背景もございますが、統合はしておりませんで、今は飲料水供給施設という形で、水道事業会計とは切り離されたものになっております。

以上です。

○河村委員

伊保木の簡易水道でいうと、そこから先というか、当初は営農飲雑というような格好で、畑に水をまいたりするようなことも検討しながら取ったやつは、もう一切関係なしに、飲料水のための提供という、で、新しく、例えばそこから延長をしていった配水管というものも今存在すると思うんですが、それも全部給水だけ、飲料水だけということでもいいですか。

○中西業務課長

ただいまの質問の答えになっていなかったら申し訳ないんですが、基本的に、水道管は飲料水を前提として供給しておりますので、私どもの水道管が敷設されている箇所につきましては飲料水を提供しております。

以上でございます。

○河村委員

それから、塩田の水道を給水したわけですが、契約の中味といいますか、通常、ポンプをやったときに、ポンプそのものの、水道局のほうで今見ていただいているように思いますが、この塩田のポンプについてはどういう扱いになるのか。

○藤井工務課長

塩田地区のポンプ施設につきましては、水道局が動力費を支払います。施設としましても、水道局の施設として今後、維持管理を行い、水道局の資産として取扱います。以上です。

○河村委員

ということは、更新時に係る費用についても水道局で負担するということでいいですね。

○藤井工務課長

はい、そのとおりです。

○河村委員

給水区域の拡大をされたんで、結構な地域が給水区域に編入されたわけですが、残った地域の給水というのはどういうふうにお考えなんですか。

○藤井工務課長

市内、まだ管が入っていない地域というのはその他多々あるんですが、この塩田地区につきまして、今回、自然流下でいく範囲で給水エリアを決めさせていただきました。

今回、この塩田地区につきましては、平成28年5月に水道局独自で実態調査を始め、その後、上水道整備を行うまで、合わせて大小6回の集会を行っております。その中で、平成29年度に塩田地区14自治会からの要望がコミュニティーを通じて提出されておりましたが、その結果、今回整備した3地区につきましてはある程度の要望というものがありました。その他の地区からは、まとまった要望というのが数字として上がってきませんでした。ですので、今のところ、整備の予定はありません。

状況が変わりまして、また今後他地区から要望等が上がってくれば、その要望の規模、地形を合わせながら調査をし、要望に合わせて真摯に対応していきたいと考えております。

以上です。

○河村委員

水道そのものが生き物ですから、いろんな状況が出てくると思いますので、井戸水であれば何が起こるか分かりませんから、恐らく需要としては潜在的にあると思いますので、今のようなところで対応していただくとありがたいと思います。

それから、清山配水池のところの今調査をされておったと思うんですが、ちょっとびっくりしたのは、以前からあった配水池です。だから、上にタンクを据えて、最終的に出ていくところはもとの配水池を使っているというふうにお聞きをしたことがあったんですが、そういう認識で良かったですか。

○藤井工務課長

今の御質問、清山配水池の系統ですが、以前からあるR Cの地中に埋まっている5,000トンのタンク3基、これにつきましては、現在、企業用の専用タンクとなっております。地上にあるS U S、ステンレスタンク2基、1万2,000トンにつきましては、皆様の御家庭に届く一般配水用という形で使い、使用用途を分けて現在使っております。以上です。

○河村委員

ちょっとよう理解できんですが、今のステンレスタンクから一般用の飲み水については、そのまま配水管から出ていっていると。そうでないものがあるのか分かりませんが、それは昔の配水池といいますか、そこから出て行っているという解釈なんですか。

○藤井工務課長

昔のタンク、コンクリートのタンクですが、新しく作ったステンレスタンクと水圧が違いますので、全く別々の管のルートで水が流れております。昔のタンクにつきましては、現在、日本製鉄、武田薬品の二大企業に直接流れております。

以上です。

○河村委員

分かりました。ということは、今、その他といいますか、両企業以外の配水については従前よりも高いステンレスのタンクから高い水圧で配水されているということですね。分かりました。

五軒屋に今回配水が行っていると思うんですが、それは伊保木からの配水ではなくて、旧来からある国道から取っているという解釈なんですか。田布施のほうがなくなったんで、もう国道に埋設してある水道管については相当年数計画経過していますので、どのような取扱いなのか、ちょっと分かる範囲で。

○藤井工務課長

五軒屋に行っている水道につきましては、清山系統から光井、室積を経由して給水を行っております。

委員言われたように、管は、昭和26年に国が整備した管でございますので、もう既に70年程度経過しております。現在、かなり破損の頻度が多く、五軒屋地区の方には濁水や断水ということで、多々迷惑をかけているところでございます。

それで今年度、来年度という2年をかけて、先ほど言われたように、清山系統から切り離し、岩屋、伊保木の系統から管をつないで、その五軒屋地区に下ろし、国道の古い部分は廃止できるところまで廃止をして、維持管理ラインの延長を少しでも短くしていこうという計画で現在進めております。

以上です。

討 論：なし

採 決：全員一致「可決すべきもの」

説 明：中西業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全員一致「可決すべきもの」

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第64号 令和2年度光市一般会計補正予算(第8号)〔所管分〕

②議案第66号 令和2年度光市介護保険特別会計補正予算(第2号)

(2) その他(所管事務調査)

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全員一致「可決すべきもの」

説 明：福原高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

決算で1億2,600万円の繰越金が生じた主な理由があれば。

○福原高齢者支援課長

決算の減額の理由ですが、介護保険財政は3年間の保険給付費を見越しまして、その3年間で今の保険料でどうやって賄うかということになっていますが、一番の理由は介護サービスの利用が想定を下回ったことの一言になろうかと思えます。

以上です。

○河村委員

その介護サービスの利用が下回ったと。何か原因みたいなものがありますか。

○福原高齢者支援課長

一番の理由は、介護認定率にも関わってくるんですが、光市の場合、元気な方が多くいらっしゃるしまして、介護認定率が16%と全国的にもこれ低いほうになっています。

もう一点、介護予防の取り組みということで、今、重度化防止ということで、県内でも先んじて認知症とかそういった防止策も積極的に取り組んでいますので、そういうことが影響したと考えております。

以上です。

討 論：なし

採 決：全員一致「可決すべきもの」

○河村委員

昨日、テレビを見よったら、生活困窮者の住居確保給付金の支給申請ということで、当初3か月の申請が、延びて、最長9か月までであるということなんですが、全国的には90倍だという話がありまして、光市の状況をちょっと教えてもらっていいですか。

○山根福祉総務課長

住宅確保給付金についてのお尋ねと思います。

光市におきましては、4月以降になりますけれども、6件の相談がございました。そのうち申請をされた件数が3件でございます。現状、1件支給決定をしておるところでございます。1件は非該当ということで不支給となっております。1件が現在申請中です。非該当につきましては名義が違う方でございますので、名義変更の上、改めて申請される予定という状況でございます。

以上です。

○河村委員

社会福祉協議会の、これ以外にコロナのときに何か20万円ぐらいの借入れができる、返済せんでもいいというような話が一部あったんですが、それは利用がどのぐらいだったですか。

○山根福祉総務課長

返済が必要な借入れでございます。まず、緊急小口資金というものがございまして、現状、3月以降、80件の御相談があつて、実際に62件貸付けをしております。1,003万円の貸付け決定額となっております。

もう一点、総合支援資金というものがございまして、こちらのほうは相談件数が10件ございまして、貸付けに至ったものが6件で、450万円の貸付けを決定しているところでございます。

以上です。

○河村委員

総額は分かったんですが、小口資金というのは、限度額は何ぼじゃったですか。

○山根福祉総務課長

小口資金につきましては、20万円以内と10万円以内の2種類ございます。

○河村委員

その中で、社会福祉協議会の業務が多過ぎると。今、生活困窮者の取扱いの中でもたしか大変で、当初、職員として入られた方も1年程度で辞められたということもあったと思いますし、現在、こういった住居確保とかあるいは生活再建とか小口資金とか、多岐にわたった生活困窮者のための相談があるわけですが、現状の社会福祉協議会では正職員がたしか6人、採用があれば7人とかかなっているかも分かりませんが、そういう中でそういった業務がこなせるのかなど。

特に、生活困窮者の担当の人も、たしか嘱託であったと思うんです。自分の生活が落ちついてないのに人の相談にどこまで乗れるのかというような――。テレビでそんな話もあって、しっかりした職員を養成しておかないと、相談窓口として市民相談に乗られる方が安定した職場環境がなきゃいけないと私は理解をしたんですが、その辺はどんなに考えてですか。

○山根福祉総務課長

現状、光市自立相談支援センターで受け付けていただいておりますが、昨年5月から、先ほど委員さんがおっしゃられた嘱託職員を雇用していて、正職員2名も応援をしながらということで業務に当たっていただいております。

この嘱託職員さん、身分的には嘱託でございますが、一旦仕事をリタイヤされた方でございますので、生活的には安定をしていらっしゃる方に今業務についていただいているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

理解できますが、今の小口資金なんかでも、62件とか、結構な総件数があるじゃないですか。その中では、不安を抱えて家に帰って、寝るのも寝られんと。結構そういう意味で、自殺につながったりするケースがあるんだということを見て、ああ、やっぱり結構対策を考えておかないと、そういう相談に乗られる方というのは心の負担が大きいんだらうと、こう推察をされたわけです。

ぜひ、長く職場にいていただくことも大事な、経験が一番物を言うところですから、そういった意味合いでは、しっかりした社会福祉協議会の職員を採用すると、嘱託、パートばかり何十人もおったって、役に立たんとは思いませんよ。マンパワーでやる場所もあるんで、その中でも研修を受けたりいろんなことができる職員養成というのをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○磯部委員

まず、先日の大型の台風の中で、まで自分が怖い思いをされた方、特に高齢者、そういう方から御相談がありまして、余りにも影響が大きいのではないかという不安が物すごくありまして、お問合せ等もあったんですが、65歳以上の独居の方というのは、比較

的、私多かったような気がいたします。3,000まではいなかったでしょうけれども、独居老人の方、家族といらっしゃる方はまだいいんですけれども、家族も日中仕事に行かれているときはお一人ですし、また、75歳以上の後期高齢者の御夫婦も何世帯かございましたので、高齢者の方に対するこういう状況というのは今後も前倒しで周知とか不安を払拭するための対応をどういうふうにされているのか。まずはそこを確認させていただきたいと思います。

○福原高齢者支援課長

高齢者の不安を払拭する対応ということで御質問頂きました。

最初に、人数的なものを申し上げます。令和元年5月時点の数字となりますが、在宅での65歳以上の独り暮らしの方は2,621人、また、75歳以上の夫婦二人暮らしの方は1,870人となっております。光市においては現在、高齢者の4人に1人が独り暮らしもしくは二人暮らしとなっております。

そのため、市といたしましても積極的に事業を実施しているところでありまして、65歳以上の独り暮らしの方と75歳以上の二人暮らしの方、希望される方をございまして、4,312人になるんですが、こういった方に救急医療情報ホルダーの配布を行っております。

このホルダーは、本人の医療情報をホルダーに入れて分かりやすく提示することにより、自宅内で急病によって意識を失うなど会話ができない状態になった場合でも救急隊や医療機関等に、本人の医療情報や親族の連絡先を迅速に伝えることができ、万一の場合、救急処置に役立つというものです。

そのほか、必要と思われる独り暮らしの方などの御自宅に緊急通報装置を設置し、家庭内での事故等による通報を24時間365日対応でお受けしたり、日常生活における見守りや相談等を行っております。

今回台風がございましたが、そういうときも緊急通報装置を活用して、独り暮らしの方にご連絡をしておりますし、地域におきましても、民生委員、福祉委員、老人クラブの皆さんそれぞれに地域的な見守り活動を行っていただいております。

また、このたび台風10号が来るということで、地域包括支援センターで各ケアマネージャーさんに連絡しまして、特に不安な方の御相談もさせていただきましたし、短期のショートステイ等も手配があったように効いております。

地域のほうでもいろいろやっておりますが、市としましては、相談窓口を地域包括支援センターと、高齢者の総合相談窓口として現在対応しております。そういった窓口がありますので、お気軽にお尋ねいただいて、少しでも不安を解消していただければというふうに考えております。

○磯部委員

民生委員さんを通じたりいろんなことをされているというのはよく分かりました。その中で、今回、余りにも大きな、勢力のある台風ということで、不安を物すごいかき立

てられたというところもあるのではないかなと思うんですけども、ちょうど金曜日から土曜日、土曜日にお年寄りの方も人に迷惑をかけちゃいけないということで、宿泊ということでホテルなんかも確認をされたら全部満室で、どこもとれないと。知り合いのところに泊めてもらうというのは気兼ねだと、良心的なそういう高齢者も結構いらっしゃいますので、それで寝られないとか、心臓がばくばくして血圧が上がって、どうしたらえんじやろうかという、私もなるべくそういうのを調べて差し上げたり、不安を払拭してあげないとその日が寝れないとかなるとまた御心配かなと思ったんですけども、ことは違いますけど、災害のほうの関係の方に、職員さんにお伝えしたら、次の日の1時には避難所を開設しますと、こういうふうに対応しますからというのを丁寧にお伝えしていただいたおかげでその方は何とか無事に、近所の人とも声を掛け合って、じゃこうしましょうかというような導きができたんですが、今後、自分が経験をしたことがある、恐怖、そういう経験がある方というのは、私も今後年を重ねるごとにそういうことが起こり得るのかなと思いましたので、前倒しで、土日にかかる場合はもう少し高齢者の方のみならず、周知徹底みたいなものは改めて必要なのではないかなと感じました。

どこかに電話したら、そういうことが聞けるという、それだけでも私、すごく安心できるのではないかなと思いましたので、今後、どのような改善点、こういうものを今回で何か考えられることがあればお答えいただきたいなと思っております。

○福原高齢者支援課長

周知徹底策ですが、今までも出前講座やリーフレット等を配っておりますが、不安な高齢者がかなりいらっしゃいますので、まずは市に尋るのが一番だということで地域包括支援センターを相談窓口と設定しているんですが、例えばですが、介護保険の通知書、これは高齢者の皆さんに通知を出しますので、高齢者に相談窓口は地域包括支援センターでやるよということを書いたリーフレット等を同封させていただきまして、高齢者の皆さんに効果的にお知らせするという事も検討して実行していきたいというふうに考えております。

以上です。

○磯部委員

今回、様々な手法で周知徹底していただくということですけども、今回土曜日、市役所に電話してもどなたもいらっしゃらないということで、そこから始まったことだったので、少し工夫を今後重ねていただきたいなと思ったのはそこでございます。

私、たまたま防災の職員の方のお電話ですぐいろいろ対応していただいて、それこそ犬や猫とかペットを家族として大切にいらっしゃる方も多いので、その辺りの配慮も、不安がないような形で対応してくださったというのは、非常に前向きな対応ということで感謝をしていらっしゃいましたので、その辺りの一つ一つの積み上げをしていただきたいというふうに思っております。

光市は全国の20年先に行く高齢化率ですので、高齢者に対するその辺りの対応という

のはもう必須だと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

続いてもう一点、先日の一般質問で非常に気になったんですけれども、大和の民間診療所のこと、一生懸命皆さんやっつけていらっしやって、成果が26年から30年まで、272万4,000円をかけて必死に毎年頑張っつけてやっつけていただいたんですけれども、最終的には結果が出ていないということで、今後ともというような形で御質問や回答も聞いていて、やはり成果が出ないということになってくると、手法を変えて、いろんな課題を見つけて転換していろいろかなきゃいけない、せっかくの条例制定をしたわけですから、そういうことに関して課題というものはどういうふう現場では抱えていらっしやるんですか。

○田中健康増進課長

まず、地域の民間診療所誘致のこれまでの取組の課題についての御質問でございますが、全国的な状況として、医師の地域偏在による地方の医師不足があり、特に人口減少地域においては不足が顕著と言われております。また、診療科による医師の偏在という状況もございます。

このような状況の中で、診療科と地域を限定した募集であるため、対象者が絞られたこと、また、本事業への関心度が低かったことが課題と考えております。

以上です。

○磯部委員

課題をそういうふうに見つけられていらっしやるわけですから、やはり一次診療が足りないというところで、不安を払拭するための工夫、同じことをしていても成果が上がりませんので、そこはしっかりとやっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

ちょっとお尋ねをいたしますが、一般質問の中で、高齢者のセーフティネットの構築ということで、事例を挙げて、上島田の三島の事例ですけれども、老健施設から高齢者の方がはだしで歩いてきていて、それにピンときて、保護されて警察に電話をされて、どこから来たかというのが分かったわけなんです、そういうようなピンときて未然に防ぐことができた、いわゆる成功事例の共有化、そういうものの蓄積はどこかにあるんですか。こういうケースだけではなくそれ以外、今までに未然に防いだりとかしたケースというのがあると思うんですけれども。

○福原高齢者支援課長

市がやっている事としましては、委員さんの一般質問でそういうことも触れられましたけれども、光市高齢者見守り活動の協力ということで、日本郵便、これは市内で11郵

便局ございます。郵便の集配とか、市内の新聞の販売店8店があり、全部で事業所としては14店ですが、そういう方に協力をいただいております。

こちらのほうは詳しくは、その方が見つけたというのは把握していませんけれども、認知症の関係で、特に物忘れが激しいお年寄りが歩いているというケースがありますけど、協力団体が180ぐらいいらっしゃいまして、その方からは毎年10件程度、こちらに通知がありまして、あそこで何色の服を着たおじいさんがいらっしゃいますよというふうに通じがありまして、うちのほうの地域包括のほうで対応させていただいております。

以上です。

○森戸委員

いやいや、聞いていることが違うんですが、要は、そうした成功事例の共有化はどういうふうに行っているのか。蓄積があるのかなんかということを知りたい。網の目のような流れは分かりますけれども、例えばそういう方々が、こういうふうにしたらうまくいったみたいな、成功事例みたいな共有化をできているのかできていないのか、その辺を知りたいんです。

○福原高齢者支援課長

共有化するようなものはつくっていません。

○森戸委員

ぜひ、そういうルートがあるんですから、そういう事例集の作成をぜひお願いできたらと思います。

それと、先週、マスコミ等で取り上げられていたんですが、広島市は、認知症の高齢者の身元をQRコードで確認できる仕組み、要は、QRコード自体を服に貼り付けるとかそういうことをする仕組みを広島市自身が協定を結んで、広島から平生、田布施、柳井エリアまで広範囲で、そういうルート、仕組みを作ったわけなんですけれども、そこまで認知症の高齢者の方が行くケースというのが想定をしているんだろうと思うんですが、QRコードなりも含めて、そういった取組が例えば周南3市とか、今後やられるような考えがあるのかどうか、まずその辺から。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

認知症高齢者が行方不明になったネットワークの構築というところの質問だと思います。

現在、山口県全域における認知症高齢者と行方不明者発生時に広域的な連携をする体制が既に平成30年2月に県のほうで構築をされています。仕組みといたしましては、行方不明者が発見されていない日数に応じて捜索協力を依頼する市町の範囲を広げ、連絡を受けた市町が市町ごとに構築をしているSOSネットワークを活用して捜索に協力をするというようなものです。

県内全域でのそういう連携がとれていきますので、周南3市で特に構築とか連携ということは、今はないですが、県内全域の取組はやっております。

○森戸委員

そうなのですが、それは知っていますけれども、要は、私も例えばそういう上島田のケースで身元がさっと確認できれば非常にいいだろうなと思いましたが、そういう部分に関してはいかがですか。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

QRコード等の活用についてということなんですけれども、現在の独り暮らしの高齢者や親族が不在の方というのも非常に多いので、QRコードを印字されているシールを誰が貼るのかとか、シールを貼付した洋服や物を常に身につけてもらえるのかとか、QRコードであれば本人を見つけたらメールを送信されて家族が対応するというようになるようなのですが、対応する家族の確保がどうなのかというような様々な課題があるかなと考えております。

また、財政負担というものも伴いますので、QRコードとかそのような活用については今後の研究課題とさせていただこうと思います。

○森戸委員

分かりました。実際に私が保護したわけじゃないんですけれども、話を聞いたときに、警察が来るまでの時間とか、すぐ分かったから良かったんですけど、そういうこともひとつぜひ検討していただけたらなど、一つでも網の目が縮まって、セーフティネットができればいいなという意味合いで質問させていただきました。

以上で終わります。

○田中委員

2点ほどお聞きしたいと思いますが、まず1点目がヘルプカードについてなんですけれども、これは配布事業を始めていらっしゃると思うので、これの申請数というか数がわかれば教えていただけたらと思います。

○山根福祉総務課長

ヘルプカードにつきましては、県では平成31年3月から配布しておるんですけれども、光市独自に記載内容を改めたものを令和元年8月から配布を開始しておりまして、8月末現在の数字でございますが、窓口交付分が230枚になっております。ただ、ヘルプカードにつきましては、市のホームページからも印刷ができるようにしておりますので、配布の実数的なものは把握ができていない状況でございます。

以上です。

○田中委員

申請は230人で、確かに印刷できるので、それで手に入れていらっしゃる方もいるかと思うんですが、ヘルプカードについてなんですが、これは懐に入れておくと見たときに分かるという部分が、意味だと思うんですけど、ヘルプマーク自体の普及をして、助けてくれる人たちの意識も変えていかないといけないという部分もあるんですけども。

ヘルプマークについて光市として取組をどのようにされているのか聞かせていただけたらと思います。

○山根福祉総務課長

ヘルプマークにつきましては、県のほうで平成31年3月から配布を開始しておりまして、本市に関しての窓口での配布数は8月末現在で累計27カード、プラスチックのプレートでございますので、27個配布をしております。ヘルプマーク、ヘルプカード情報につきましては、市の広報や各種イベント、あと特に中学校でふれあい促進事業をやっていますがそういう中で普及啓発を図っているところでございます。

以上です。

○田中委員

ヘルプカードが230枚、ヘルプマークが27個ということですよ。普通に考えて、ヘルプカードを手に入れるときにヘルプマークも手に入れるんだと思うんですけど、差がこれだけあるというのは何か理由があるんですか。というか、御案内は一緒にヘルプカードを審査されたときにヘルプマークの御案内もされているのかどうか。

○山根福祉総務課長

その辺りは合わせてお示しはさせていただいておりますが、現状、そういう配布状況というところでございます。

○田中委員

御本人が必要ないというものであればいいと思うんですが、ちょっと光市のホームページを見て、私が見つけられなかっただけなのかもしれないんですが、ヘルプマークについての御案内はちょっと見つけられなかったもので、ヘルプカードの御案内とともに、ヘルプマークもお知らせして、市民へも認知をしていただいて、助け合いの世の中になればと思いますので、その辺の取組はよろしく願いできたらと思います。

それともう一点が、バリアフリーのほうにもつながってくるんですが、山口県で福祉のまちづくり条例というのが平成22年3月からあるんですが、それで、市内の施設を見たときに、特に公共施設として建てたときに、これちょっと具体的に名前を挙げて、室積コミュニティセンターと大和コミュニティセンターについてです。

私たちというのは広範囲で動くので、2つの施設を使ったときに、手すりの高さにちょっと違和感があったので、実際測ってもみたんですけども、結構違うんです。それ

で、県のまちづくり条例でいうと、手すりの高さは70cm程度ということになっていて、もちろん建物に関しては所管の設計施行の中でチェックもしてやられているとは思いますが、市内全域で考えたら、やはり同じぐらいのレベルで、高さで統一してつくったほうが市民に対して優しいんじゃないかと思うんですが、その辺りの考え方と取組について。

そしてまた、大和コミュニティセンターと室積コミュニティセンターの手すりの高さの差というものを認識されているのかどうか、教えていただけたらと思います。

○山根福祉総務課長

福祉のまちづくり条例では、階段であったり傾斜路であったり、段差のあるところ、廊下等に手すりの設置を求めておりますが、高さの規定というものがございません。一般的に手すりの高さは70cmから90cmの間で、手すりの設置時の主な使われる方の標準体型や利用対象等の想定を勘案して設置されているというところがございます。一律の高さでの設置を私どもで強制力を持つてというのは難しいものと考えております。

また、一律ということで高さを統一するために取替えをするということもまた費用等もかかりますので、現状では、作られる際の協議の中で高さを設計されてということで、一律強制的なものは、福祉サイドではちょっと考えていない状況でございます。

以上です。

○田中委員

なかなか強制力を持つてという部分は難しいかと思うんですが、やっぱり市民にとってと思えば、なるべくそういう近い高さのものであったほうが使いやすいと思いますので、そのためにもいわゆるバリアフリーに対する条例等必要になってくるのかと思いますので、各所管任せにするのではなくて、福祉が担当になっておりますので、その視点でいま一度検討いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

3 環境部所管分

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○磯部委員

1点確認をさせていただきたいと思います。

一般質問でも同僚議員が、アルゼンチンアリの撲滅に関する進め方について御質問をされましたけれども、その中で、部長が、アルゼンチンアリの撲滅に対して、今モニタリングの中味をしっかりと取り組みながら、情報共有してモニタリングの向上を進めていくといった御回答であったと思いますけれども、それに対して、積極的なそういうものをやろうと思ったら、それに関わる方の対応も煩雑になるのではないかと考えておりますが、その辺りの職員体制についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○植本環境政策課長

モニタリング調査の精度の向上に向けましては、今後、先進地事例を参考に整備を図ることとしております。このことから、これが人体制にどのように影響してくるのか今のところ分かりませんが、限られた職員で対応していくこととなろうかと思えます。

なお、地元協議会の方々と今後協議を進めながら、モニタリング調査の体制づくりなどを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○磯部委員

ある一定の、短期間で取り組むというお気持ちであれば、せっかく成功事例があるわけですから、電話なりなんなり、その辺りのモニタリングの確認もできますでしょうし、どういう形でやるか体制づくりというのはもう早急に、来年度の繁殖の時期までに決めないとなかなか撲滅につながらないような気がいたしますので、その辺りは今年度中に次年度の体制づくり、職員の一定の手助け、協議会、地域の方が一丸となってそこは協力していただきますので、ついてやれというわけではないので、煩雑なところは地域の皆さんの協力を得ながら、職員さんができることは何かということ、人数的なものを含めて早急に検討していただきたい、次年度につなげていただきたいということをお願いしておきます。

そしてもう1点、薬剤費の負担というのは、一部の地域だけというふうに捉えられていますけれども、1年間の薬剤費って結構費用がかさみます。ある意味、災害ですので、この辺りのことも含めて、地元の皆さんの状況も鑑みながら、今までの予算で果たしていいのか。積極的にやるという御意見を頂いておりますので、次年度に向けて、どういうふうな散布が必要なのか、個人でもどういうことをやっていただきたいのかというこ

とも含めて、絶対にお金はかかるわけです。何百万円も何千万円もかかるわけではないものですから、もう少しその辺りの薬剤費の負担、御支援頂けたらと思っておりますので、御検討をよろしくお願いいたします。

そのことについてお考えはありますか。

○植本環境政策課長

昨年、地元の協議会が設立されまして、本年度は新たな財源といたしまして、市の協働事業交付金の採択を受けまして、本交付金を薬剤購入費として活用したところでございます。

なお、本事業は、最長で3年間であることから、その後につきましてはアルゼンチンアリ対策に支障が生じないように、どのような財源確保策が取れるか、調査研究を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○磯部委員

その元気なまち協働事業のそのお金でいいのかということ是指摘をさせていただきたいと思います。全額を見てくれと言っているわけではなくて、少しでも支援を、補助をしていただくという形で、どういうことができるかということは検討していただいて、短期間のうちにそういうものの成果を上げるということが住民の安心につながるわけですから、そこは、少ない予算でも私はできると思っておりますので、しっかりと御検討いただきたい、次年度につなげていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○河村委員

今のに追加をさせてください。前のときに答えられた中で、環境省のアルゼンチンアリ対策について、同じような補助制度を受けてやりたいというような話があったような気がしましたが、それはどうなったんですか。

○植本環境政策課長

現在、先進地事例のいろいろな情報を取り寄せております。京都市伏見区がそういった国の補助金をもとに防除活動を進めておりますことから、まずは京都市伏見区の実例を参考に、できるものがあれば取り入れていきたいという方向で調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

とするならば、今のその協働事業の交付金というのをまだ1年じゃないですか。あともう2年はそれを続けるということですか。

○植本環境政策課長

その辺りにつきましても、協議会の方と協議を進めながら、検討していきたいと考えております。

○河村委員

もう一步言うたら、市役所の中にそういった事務局をつくらにゃ、今の環境省の窓口になれんわけ。そういうのも一緒に考えるわけね。

○植本環境政策課長

先進事例を確認させていただいても、そうした交付金を獲得するためには事務局が地方自治体でないといけないということなので、その辺りの組織体制も含めて今後検討していきたいと考えております。

○河村委員

分かりました。ぜひ取り組んでいただきたらと思います。

先月、モニタリングというか、やられたと思うんですが、何か報告するような結果がありますか。

○植本環境政策課長

先月8月に、2つの自治会の1か所ずつを地元協議会の方々とモニタリング調査を試験的に行いました。予想どおり多い箇所もございますし、思ったより少ない箇所もございます。ただ、自治会の中で、1つの自治会の役員の方が、自分の自治会の状況しか把握できなかったんですけども、一方の自治会の状況というのも十分把握ができたという意味では、大変協議会としての情報共有につながったということですので、今後もこういったモニタリング活動を続けていきたいというふうには思っております。

以上です。

○河村委員

モニタリングをやったことについての何か結果で特筆するものがあるかどうかというお尋ねをしたんですが、要は、そこまでの結果ではなかったということなんでしょうから、やっぱり環境省がやるようなそういったモニタリングに併せて進めていただいて、よそへ、例えば報告事例に値するような形の結果をぜひ残していただきたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、下水道のことでちょっとお尋ねをしたいんですが、今朝の水道局の決算審査で簡易水道の投資金額を、水道局の投資のほうへ振り替えたんです。当然、簡易水道をやめたから水道事業になったんで。下水道の場合は、これまでの投資金額について、載せんでもいいという解釈がどうもよく理解できんですが、もうちょっと詳しく教え

でもろうてもいいですか。何でそんなことになるのかというのは、下水道事業そのものの全体像を見るのに、投資が、全体像が出てこないと説明のしようもないような気がするんですが、それを載せなくてもいいというのがちょっと私には不思議でしょうがないんですが。

○中本下水道課長

河村委員さんのお尋ねでございますけれども、財務諸表上、貸借対照表上に、これまで下水道事業が取得した資産全てが計上されていないというのはなぜかというような御質問であろうと思うんですけれども、この4月に下水道事業、地方公営企業法が適用いたしました。事業開始の貸借対照表では、地方公営企業法の適用時に特別会計から引き継いだ時点での資産価値の残存分を計上するということになりますので、貸借対照表上の固定資産に計上された額はこれまで取得に要した費用全てを計上したのではなく、資産、減価償却が終わった残存分のみを当初に計上するという形でございます。ですので、当初の貸借対照表上には、資産、取得した金額全てが上がっているというものではないということでございます。

そういった方法をとるとするのは、総務省が発行しております地方公営企業法の適用に関するマニュアルに基づいて作成をしております。

以上でございます。

○河村委員

その地方公営企業法のマニュアルというのは、当然法律にのっとって定めたものだと思うんですが、それは何という法律なんですか。

○中本下水道課長

地方公営企業法の適用に関するマニュアルのほかにも、下水道事業のマニュアルとか、地方財務が発行する公営企業実務講座等にもそういうやり方というのが載っておるんですけれども、そのやり方を見ても、法律上、こういう方法をとるとか、そういうことが書いてあるわけではないと認識しております。

他市の事例等を様々見ましたけれども、そういった地方公営企業法の適用に関するマニュアルに沿った財務表の作成をしているようでございましたので、本市におきましてもそのマニュアルに沿ったやり方で作成をしております。

以上でございます。

○河村委員

さっき水道の話をしましたけれども、水道はそれに載せてあるわけですから、何が今違うのかなというのがようわからんですが、例えば減価償却をしても、不動産とか大きなものというのは残存が残るじゃん。どうしても。それは載せちよるわけですか。

○中本下水道課長

貸借対照表上には、現在所有する資産について載せております。引き継いだ時点で償却したものとか処分して資産がないものとか、そういったものは引き継いだ時点では、ありませんので、そういったものは載せていないです。

水道事業については、最初から地方公営企業法を適用しているもので、ないものは載っていないと思いますけれども、それに近い数字が上がっているんだろうとは思いますが。以上です。

○河村委員

分かりました。例えば、これまでの35年以上になるかな。の、要は下水道の歩みのようなものというの残すようになっちゃるんですか。というのは、全く新しい人が今の今度の新しい公営企業適用になったものを見てもわからんいね、はあ。今までの投資がないんじゃないから。そうすると、今まで過去にやったことについての何かまとめを作らなきゃいけないんじゃないかなと思うたりするんですが。それはどうですか。

○中本下水道課長

これまで投資したものをまとめたような資料は今現在作っているわけではないです。過去に投資した資産につきましては、これまで、当初から決算書を作成してきましたので、そちらを、1年ごとですけれども、それには投資額が載ったものがあるというような、現状はそういう形でございます。

以上です。

○河村委員

だけえ、そりゃ過去の決算書が、例えば下水道だけでまとめたものがあれば、それはそれで有効な手段でしょうけれども、普通の決算書に皆載っているわけだから、それは大変な量になるんじゃないですか。だから、そういうものをもう少し圧縮してまとめを作ったら、今後についてそういうものを出したら、過去については一目瞭然ということになるんで、ぜひそういう形で作っていただいたらなど。

今頃はパソコンじゃけえ、結構勝手にできたりするんで、その辺りをお願いしておきます。

それから、墓地の話結構今まで取り上げてきたんですが、今、室積の地価が極端に下がっております。普賢寺さんからお借りしている今その墓地について、あれをじゃどこかに移転するんかというたら、大変な作業になるわけです。今、名寄せをするのも実際には大変なことで、土地を購入したらどうなんですか。もう今まで何十年間も地代も払っているわけですから、そういう意味では、結構値段的にも安く買えると思うんで、その辺りの検討はどんなですか。

○植本環境政策課長

現在、光市が借りている状況なのですが、維持管理につきましては、市は行っておりません。ただ、購入となれば、また維持管理の必要性というのでも検討する必要も出てきますし、これを購入、一部の受益者の方に購入するというのもある程度支障がありますことから、現時点では、購入については考えておりません。

○河村委員

要は、墓地が今全部公共団体、光市の土地なんです。そういった中で、普賢寺さんのような宗教法人が持っているというのはごく僅かなんです。

そうすると、今ある市営墓地、西部墓苑とかいうんじゃないです。普通の昔からある市の土地の上に今墓地はできていますので、それについても皆地元の管理組合というか、管理団体をお願いをして管理をしているんです。恐らく管理の在り方そのものは同じじゃろうと思うんです。

僕は前から、一つの台帳を作ったらどうかと、要するにどういう人がここに墓所としてあって、どういう人たちの組合あるいは管理団体があってこういうものを管理しているというのを一個ずつ皆作ろうという話は何回もしてきていると思うんですが、その辺りのところはよく考慮して、たしか年間今50万円近いお金を払いよったと思うんです。墓所に。それを思うたら、今、さっき室積の地価が下がったと言いましたが、昔じゃったら考えられんほど今室積の土地代は下がっちゃるのいね。そうすると、昔のそういった地代を続けることは、もうとうに購入価格を上回るんです。そういうところの検討を始めにやいけんならぜひそういうところをお願いしたいのと、もう一つは、浅江の国道188号とマックスバリュとの間に墓地が今2つぐらいあるかな。

片一方のほうは結構大きいから100坪以上あると思うんです。もう一個のほうでも50坪ぐらいあろうかと思うんですが。見るからに、誰も管理してない、墓地を。恐らく、そうすると、そういう組織そのものがなくなっているような状態。中には墓そのものがもう倒れたりしているのもある。

僕、去年、一昨年、沖縄に行ったときに、那覇市の、昔で言ったら郊外なんですけど、今結構まちが広く大きくなっているんで、昔の大きな墓地、1つの墓地が100坪ぐらいあるような墓地を壊して宅地にしようたんです。要するに、土地がもうないんで、坪が30万円というたら、それでも合うから墓地を壊して宅地にしようたんです。

それを思うたら、安いところは今のうちに買って、高いところはそういう墓地を整理して、もしなんじゃったらそれを売ったらそのくらいのお金を捻出できるんです。そんなことは常々考えるためにも管理をしっかりせにやいけんちゅうことになるんです。

今言うてすぐできるとは思いませんが、そういう意味合いで管理をしていただきたいなど、今言うた墓地については、ほかにも恐らくあるかも分かりませんが、今ちょうど町なかで、あんなところはほかにはないんで、ぜひそういった、誰がというのをしっかり調査していただいて、お願いをしたらと思います。

今さっき、深山浄苑の苑長さんに新しくなられたということでちょっとお尋ねするんですが、前回か前々回のときに、今県の下水道のところ、うちのし尿でくみ取ったも

のを処理していただく中で、お話があったときに、説明をちょっと私のほうで意見を述べたんですが、要は、下水道のところで水に薄めて流すんじゃなくて、一旦洗濯機をかけて汚泥だけは焼却処分するというような形がというふうに話をしたんですが、その点について、その計画そのものの進捗状況というのは今どんなになったんですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

共同化に関する事なので、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

希釈に関する御質問でございます。希釈の件に関しては、前回の回答のときにも申し上げさせていただきましたが、今後、共同化に関する、施設に関する基本設計ということをしてまいります。そのときに、どこに投入してどういった形で希釈するのが良いかというのを改めて検討してまいります。

その際に一番効率的な共同化の処理方法についてを併せて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

それはいつごろできる予定ですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

共同化計画の中では、令和3年度から4年度に基本設計、より詳細な詳細設計をしていきたいと考えております。

以上です。

○河村委員

詳細設計というのは、どういう意味なんですか。実施設計のようなことを言うわけですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

詳細設計は、そうです。実施設計でございます。

以上でございます。

○河村委員

実施設計になると、処理方法等が決まっていなくて実施設計にならないね。

○山本下水道課下水道技術担当課長

実施設計をやる前に基本設計というところで基本的な事項を検討してまいりたいと。それから詳細設計というか、実施設計に入っていきたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

だから、基本設計はじゃいつやるわけですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

基本設計は令和3年度に始めることができたかと考えております。
以上でございます。

○河村委員

処理計画、今3年度から4年度に詳細設計というふうに言われたんで、令和3年度から基本設計をやって、その基本設計が出来上がってから詳細設計に行くと、こういう話なの。

○山本下水道課下水道技術担当課長

そのとおりでございます。

○河村委員

分かりました。じゃ、基本設計が出来上がったときにはそういった処理方法については何通りか出てくるという解釈でいいですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

基本設計では、何通り出てくるというか、一番効率的なものを選定していきたいと考えております。
以上でございます。

○河村委員

じゃけえ、一番効率的な処理方法という中で、私が今希釈の在り方についてお話ししたことについては、どのように考えますか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

投入されるし尿等浄化槽汚泥を投入する箇所について比較検討を行っていくことになろうかと考えております。

○河村委員

現行のし尿処理施設、今使っていないですけども、あれも一番最初のくみ取ったし尿を投入をしたらそこで脱水機をかけるのいね。脱水機をかけて、そこで出てきた汚泥というか、ケーキになった部分は、焼却をしよる、あそこで。それは残さんと全部を希釈したんじゃ、それは水だった大変じゃし、今度の周南浄化センターに入れる今度費用

も莫大になるんですよ。その辺りのところは基本設計をやる前に恐らく決められるというたら、今検討しよるはずなんで、そういうところもぜひ、金額的なものも比較検討してください。終わります。

○森重副市長

委員さんから御指摘頂いたのは、本年6月に、共同化計画をお示しをさせていただき、3パターンを既にお示しをさせていただいた中で、我々としては研究をしている最中でありまして。その中の1つに、今の深山浄苑を活用したやり方についてもお示しをしておりますので、委員さんからの御指摘についても、当然今後、基本設計に行くまでの間においては検討していかなければならないと思っております。

ただ、ここではっきり申し上げておきたいのは、今回このような事案に発展したのは30年7月の災害で、深山浄苑に通じる道が使用不能になったことから、そこが解決できるかできないかというのが大きな選択の判断の材料になりますし、今の施設、深山浄苑を河村委員がおっしゃるように、活用しながらやっていく際には、当然その稼働に係るランニングコストも必要になってまいりますことから、この辺りを総合的に勘案して、一つの方向性を見いだしてまいりたいと考えております。

以上です。

○河村委員

私は、深山浄苑を活用してくれとは思っていないんです。というのは、深山浄苑を作ったときのことを思うと、中でも一番主なのは、最終的な膜処理をする工程で、ここが一番お金がかかっちゃったんです。受け入れのホッパーと脱水機そのものは大した金額じゃなかったんで、できれば今の下水道処理センターのほうへ、例えばそういったものを作ったにしても、そういうよ
うな在り方のほうが処理費が安くつくという意味合いの提案なんで、決して今の現行の道路を通過して深山浄苑で1次処理してということをおっしゃっているわけじゃなくて、はあ、将来使わんのなら今の、結構ステンレスで丈夫なやつを作っているんで、1次処理をするところだけ切り取ってから移設してもいいと、そのくらい思わんでもないようなものなんで、ぜひ検討してください。終わります。

4 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①認定第2号 令和元年度光市病院事業決算について

説 明：桑田病院事業管理者、川崎病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

御説明いただきましてありがとうございました。今、新しく病院ができて、順調に稼働している1年ではないかと思いますが、以前、新しい病院での運営について、外部のコンサルを入れていろいろと検討していると伺っておりましたけれども、そのものの概要で結構なんですけれども、どのようなものが検討されたのか、そして、それがこの令和元年度にどのように展開されたのか。

そして、さらにそういったものがこの決算に、どういった項目で反映されたのか、その辺りについてお知らせいただけたらと思います。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

病院建設中に外部のコンサルに、いろいろと支援を頂いておりました。その中で、収支計画を作成していただいております。

コンサルの業務の中には、人件費に影響する人員配置計画や医療機器の保守や減価償却費に影響する医療機器の整備計画、委託料等に影響がある建物の保守、清掃、警備、医療事務等の導入のための支援を頂いておりました。これらを基にした計画になっております。

決算では、緩和ケア病棟の開設等、一部計画どおりとなっていないこと、費用につきましても、電子カルテ等を令和元年度に繰り越したなどで減価償却費が1年予定より遅れて開始されたことなどにより、収益費用とも、計画どおりとはなっていない状況となっております。

以上です。

○畠堀委員

今、計画どおりにならなかったことについて御紹介いただいたんですけれども、コンサルを入れて検討をしたことが、決算の中で反映されてプラスになられたようなところ、明るい話題ですね、そういったものについて何かありましたら教えていただけたらと。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

コンサルの支援の中に、待ち時間の対策のほうも検討をしております。

具体的なものとしては、待合の案内表示とか、外来のWi-Fi環境等、そういったものの導入をしております。

以上です。

○畠堀委員

ありがとうございました。コンサルを入れて、新しい病院での新しい事業運営が始まったということで、順調に動きが始まっているんじゃないかと思いますが、これは要望ですけれども、そうはいいながらも市民から、またさらに要望が出ておりますので、そういった要望を真摯に受け止めていただき、さらに経営についての検討、できれば外部の専門家を入れてやるのも必要ではないかと思っておりますので、そういった取組についても、今後の取組としてよろしくをお願いします。

以上です。

○河村委員

新しい病院ができたなら、ボランティアの受入れについてというお話があったかと思いますが、その辺りについては、どういう状況になったんですか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

ボランティアにつきましては、今、ホームページのほうで募集などを行っております。以上です。

○河村委員

行っているんじゃないなくて、新しい病院ができたなら、こうしよう、ああしようというようなお話があったような気がしましたが、現実的にはまだ動いていない。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

現在は、以前の病院を踏襲して、新たに連携室のほうで担当して、中で話は進めています。

先ほど申し上げました緩和ケアの部分については、実は、病棟自体が開設されていませんが、それに向けてのそのボランティアさんの募集というか、そのボランティアさんを特定をして、その方とお話はさせていただいています。開設したら、その辺もきちんと進めていきたいなどは考えています。

○河村委員

緩和ケア病棟はないけれども、そういった患者さんがいらっしゃると。よその事例を含めて、そういったボランティアを例えばお願いをしたとしても、教育というんですか、患者に対するいろんな研修等があるかと思っておりますので、早くやられるもんだと、こう思っておりましたら、意外に現時点では、じゃあ稼働していないということですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

その緩和ケア病棟はありませんけれども、そういう患者さんはいらっしゃいますので、数か月前、対象さんがいらっしゃったので、そのときには間に合っていないんですけども、現在は病棟の看護師、師長等と、その方と、そういう患者の依頼があれば、すぐにお願いできるという形にはなっています。

○河村委員

じゃあ、そのボランティアの方もスタンバっているというふうに解釈していいですか。はい。いいです。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②認定第3号 令和元年度光市介護老人保健施設事業決算について

説 明：原田介護老人保健施設事務係長 ～別紙

質 疑

○河村委員

前年度に比べて、大変な御努力の跡が見えるんですが、それでも赤字ということになるわけですが、これは参考資料の7ページですか、職員の、要は事項が載っておるんですが、まほろばは70が、たしか定員だったと思うんですが、その70の定員で医師、看護師というふうに、要は専門職がたくさんおられるんですが、要は加算に必要な最低人数、意味が分かりますか。

例えば、看護師じゃったら何人おらんにや、普通の加算収入が得られないというのがあったと思うんですが、その人数を、ちょっと教えてもらっていいですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

加算につきましては、現行、今、取りそろえている人数程度になります。

一応、施設の基準としては、看護、介護職員が常勤換算で利用者数の3対1以上、つまり24人以上が必要となります。現在、31.2人おります。

そのうち、看護介護職員が総数の7分の2程度が必要となっております、つまり9人以上が必要なんですけれども、現在、10.8人となっております。

この数値からしたら、かなり多いんじゃないかというふうにとられるかもしれませんが、休み等もございますので、現在の人数が、もうぎりぎりで行っているという状況であります。

以上です。

○河村委員

例えば、この中に薬剤師が載っておりませんが、たしか薬剤師も0.2ぐらいの人員配置が要りましたよね。

○原田介護老人保健施設事務係長

委員さんがおっしゃられますように、薬剤師については、0.3人という基準がございます。

うちのほうで薬剤師については、パートタイムでの対応は制度的に問題はございません。以前はパートタイムでも可能な方を採用しておりましたが、現在、パートタイムで募集をかけても応募がないことから、現在の状況となっております。

また、現在の薬剤師は、薬剤師業務のほか保険請求等の事務業務、それから通所リハビリテーションの送迎業務等を担当しており、仮にパートタイムの薬剤師を採用したとしても、別に事務員を採用する必要がありますので、ちょっとなかなか、それを変えるというのは、難しいかと思っております。

以上です。

○河村委員

ちょっと今、のみ込みが悪いんですが、薬剤師がおるの。おるならおるように、これ、書かにやいけんのじゃないんかね。ここに載っていないということは、いないというふうに捉えたんですが。

○原田介護老人保健施設事務係長

薬剤師は、事務員の中の兼務という形でおります。

○河村委員

老人保健施設というのは、資格でお金をもらう施設なんで、通常、その報告事項がありますよね、その中に合わせた職員数の配置というのが望ましいと思うんです。書き方としてよ。今、県のほうに報告事項があるじゃん。そういった書き方が望ましいんだろうと思います。

赤字で職員比率が高いというお話がありましたが、恐らく大和のスケールメリットとしたら、例えばそういった薬剤師、あるいはお医者さん、看護師、病院との、うまくやり取りといいますか、そういったところで調整ができるような気がするんです。

というのは、例えばお医者さんでも、一応1人いるわけですが、空いた時間は、例えば病院の入院患者の診察をするとか、そういったような、うまく使うことができれば、医者は施設長ですが、一日おらにやいけんちゅうのはない。

○原田介護老人保健施設事務係長

今、御質問があった件なんですけれども、一応、県に届けるものに関しては、薬剤師

とかを常勤換算数で記したものを提出しております。

ただ、こちらの職員数に関しては、一応、うちのほうが事務職として採用しておりますので、一応こういう表記になっておるのが実情ではあります。

それと、これに付け加えまして、医師なんですけれども、こちらのほうは常勤の医師が1名以上ということになっておりますので、ほかのところに行くということが認められておりません。申し訳ないんですけれども、うちの施設の管理者ということで御理解いただけたらと思います。

以上になります。

○河村委員

ということは、これ以上、もう改善ができないというふうに捉えていらっしゃると。

というのは、何かどないか改善したら、今のその赤字部分が改善できる見込みが立つのかないのか。もしも、本当に見込みが立たないんなら、次の方策を考えなきゃいけない時期に来ているんじゃないのかなと。

今、累計でも、まだ、あと1億5,000万円ぐらいですから、3年ぐらいは、どないかやりくりができるんかも分かりませんが、そういったものをそろそろ検討する時期、前回も何かそんな話があったような気がするんで、目いっぱいとは思わない何かいろんな方法を考えて、対策を練っていただきたいなど。

例えば、理学療法士3人とあります。僕、前におった施設で、80入所があって、通常に通所が30おりましたから、それでも2人なんよ。だから、ある意味で言えば、おって多いということじゃない、おったら便利がええし、役に立つんじゃないけれども、病院と任用勤務しながらというようなことができれば、もっと幅の広い運用ができるような気がするんで、そういったところをうまくやればなど、私の勝手な思いですけれども、何か新しいそういった経費の削減に向けて、一番は当然人件費なんで、そこの圧縮をどう考えるかというのを、これから検討していただけたらと思います。

以上です。

○森戸委員

今、決算を見させていただいて、本当に一生懸命頑張って、職員一丸となって頑張っておられるなということは、本当によく伝わってきます。

しかしながら、今、やり取りを見ていて、本当に資金の期末残高が1億6,000万円を切っているというような状況で、非常に厳しいなというふうに思います。

経費の部分で、もうこれ以上削るところはないんでしょうけれども、ちょっとその辺で、ちょっとお尋ねをいたしますが、参考資料の8ページで、委託料の給食業務の部分が aumentando しているんですが、この増えた理由というのは、キャッシュが1億6,000万円しかない中で200万円程度増えている理由というのは、これは何なんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

前年度と比べ、利用対象、要は入所者数が増えたことによって、料金が上がっております。

また、入札も実施した結果、固定費のほうも上がっておりますので、このような結果になっております。

以上になります。

○森戸委員

それと、修繕ということで247万6,000円ですか、元年度はです。この修繕自体でお金があればいろんなことをされたいと思うんですが、その辺の部分は今後の想定として、どのぐらい、お金も借り入れすることができないと思いますので、見込んでいるのかの部分です。その辺の部分だけお聞かせいただけますか。

○原田介護老人保健施設事務係長

求めるものは、かなり高いところにあって、正直、今、申しますと、車も20年近く使っておりますし、外壁等の防水とかも行いたいとか、エレベーターも20年近くなっておりますので、いろんな修繕も今後かかってきますし、今、予定しております空調機も、一応3か年で実施をする予定とはしておりますが、資金状況に応じて、またその辺は、今後考えていかなければならないと考えておりますので、費用的には、かなり大きいものと思っております。

以上です。

○森戸委員

それと、一丸となってやられているということなんですが、働かされている職員は、将来に対する、何か思いというんですか、不安というんですか、そういうものはないんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

正直申しますと、先日、新聞に出たので、かなり不安には思っております。表には出さないんですけども。ただ、特に今であれば会計年度任用職員の方が、すごく心配されていらっしゃるって、頑張っていこうということで話を、皆を集めて話をしたりはして、そういう場を設けたりはしております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。自分がやろうとすれば、本当これだけ、あと、もう数年と言われる状況で経営していくというのは、すごい不安で不安で、夜も眠れないような感じに、間違いなくなると思いますので、選択肢も限られていると思いますけど、選択肢というのは今後の行方という意味ですが、早い時期にどうするのがいいのかも含めて、結論を出し

ていただけたらと思います。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

聞き忘れた点は何点かあるんで、ちょっとお尋ねをいたしますが、さっき、職員が不安がっているというようなお話がございました。

今、答弁されたのは、施設の事務の係長である原田さんでいらっしゃるんですが、そういった部分については、せっかく事務部長としておられるんですから、そういうところからお話をお聞かせいただけたらと思います。

こういう時期だからこそ、しっかりまとめていくといいますか、そういう立場の方が答弁すべきじゃないかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

私としましても、まほろばの経営状態が悪いというところで、職員が非常に不安になっているというのは、重々理解をしております。

今年度も初めのときに、職員を集めまして、今の経営状況なり、今後、皆さんへお願いしたいこと等について、どういうふうにお願いしますというのは、私のほうから話しております。

一番、現在必要なことは、外からのいろいろな情報に惑わされることなく、医療人として、福祉人として何をしなければいけないか、そういうことをしっかり考えていただいて、私たちがすべきことは、入所されている利用者の方、通所で来られている利用者の方に対して、しっかり介護を提供して、地域で安心して暮らしていただけるようにするというのを職員のみみんなに話をさせていただいているところです。

以上です。

○森戸委員

分かりました。ずっとこのまほろばについては、ほとんど答弁を係長がやられているということで、はたから見ていると、何か人ごとのような感覚に陥りますので、答弁を求めたわけですけれども、先の一般質問の中で、このまほろばについては抜本的な改革が必要だというような答弁があったと思いますが、その抜本的な改革、一番聞きたいのはその中身なので、それは何なのか。

○西村病院局管理部長

先般の議会におきまして、私のほうから抜本的な改革が必要であるということをお申し上げました。

ナイスケアまほろばにつきましては、近年、赤字経営が続いておりまして、資金も減

少して、経営状況、かなり厳しいということでございますけれども、こういった老健施設については、今後、高齢化が進む中で、病院と家庭の中間施設にあります。こういった施設は、光市においては重要な施設であり、また必要な施設であるというふうに思っております。

ですから、光市に老健施設が必要ということをも前提にして、今後このまま直営で続けていけるのか、また民間的な経営手法を使いながら、指定管理あるいは民設民営といった、そういった経営形態の見直しも検討しなければならないと思っております。そういう意味での抜本的な改革が必要ではないかということをお申し上げました。

以上です。

○森戸委員

それはもっともなことだと思いますが、それをいつやるのかというところだと思います。残された時間は、非常に少ないと思いますので、よろしく、その辺のところはお願いをいたします。

さらに、ちょっと病院局全体としてということで、管理者はこの部分のまほろばについては、どのように思っているんですか。その辺のところ、何かあれば、お願いできましたらと思います。

○桑田病院事業管理者

私も、今、西村部長がお話ししたような考えでおります。

○森戸委員

よろしくお願ひしますとしか言いようがありませんので、しっかりとした対応をよろしくお願ひします。

終わります。

○磯部委員

すいません。決算審査意見書93ページ5行目のところ、先ほどの同僚委員の質問にもありましたけれども、ここは70床ということで、私の記憶が、ちょっと定かでなかったので確認したいんですけども、前年度より4.4人の増加。職員さんの頑張りも、ここには現れているんだと思いますけれども、前年度58人、今年度、平均62人、満床に近い状態で運営をできなかった理由、すいません、何か御説明があったんでしたらあれなんですけれども、そこが一点感じたところと、介護報酬の診療報酬と同時改定の30年でしたでしょうか、そのときに、介護報酬の今までの報酬の取り方、算定基準というものが、非常に細かく分けられました。

その中で、在宅強化型と基本型、その他というものに分けられているんですが、まほろばはどこの基準を取られているのかを知りたいと思いました。

以上、2つお願いいたします。

○原田介護老人保健施設事務係長

まず、満床にできなかった理由なんですけれども、今、いろいろな加算を取るために自宅へ訪問したり、居宅のケアマネージャーさんたちと話をしながら、もちろん御家族様との調整、それから医療機関との調整を経て入っていただくという形になりますので、その日に施設から出られたら、すぐ入ることが、難しくなってきた、それで期間が延びてという形で満床に至っていないという状況であります。

それと、もう一つの質問なんですけれども、要は、どの区分にされているかということなんですけれども、以前、うちの施設が従来型というものを算定しておりました。現在、先ほども委員さんがおっしゃられたように、大きく3つの段階、在宅強化型、基本型、その他型に大きく分けられました。

従来型というのが、ちょうど基本型とその他型の間の位置に該当しまして、どちらのほうに行くかということで報酬改定のときに考えたんですけれども、やはり、収益を上げるには基本型にしないといけないということで、そのときに基本型にしております。

そして、先ほどからも少し触れましたように、令和元年10月から、基本型の中の上位区分である加算型というものにして、収益の改善を図っております。

以上です。

○磯部委員

この介護老健の介護報酬の部分が、非常に厳しくなっておりますけれども、やはり民間も、その辺りの転換を必死でやって生き残ってきているというのは、重々分かっていると思うんですが、ある意味公設だから、最後の砦みたいなところで、民間としての引受けみたいなのも致し方ないところもあろうかと思いますが、私としたら来年の報酬改定に向けて、今、基本型ということでは言われたので、ひょっとしてその他だったら大変なことになるなと思ったものですから。老健で算定できないこの加算というのが、非常にたくさんあるんです。

ですから、職員さん、大変だと思いますけれども、まずは収益を上げるための算定基準の在り方と、人員のやり方を、私もこの介護のこと、ずっと勉強させていただいて、また来年に向けて、今のこの、来年度決算もですけれども、相当なシミュレーションをしないと、収益というのは絶対上がらないと思っています。その不安を払拭するための、ビジョンみたいなものを全体でつくらないと、なかなか難しいと思うんです。

今、在宅というか、復帰率の加算をやるために、ケアマネさんたちといろいろやるからとおっしゃいましたけれども、でも70床の病床で収益というのが、パイは決まっているわけですから、それを、もう最小限度70床に近く、常にやるということは、経営の第一歩でありますので、理由はいろいろあろうかと思いますが、ここは避けて通れない。これは数字に確実に乗りますので、ここはもう少し気を引きしめて、その辺りを70床の満床に常にするような努力は、絶対に必要だと思っております。

今、基本型を取られているということなので、少し安心はしましたが、一丸となって、

もうまほろばだけが、これできるわけではありません。病院事業の全体の中で、光市がどうしたいのかというところの位置づけがないと、なかなか一つの施設が頑張るといっただけでは、これは改善できないと思っていますので、そこはしっかりと、係長に言ってもあれなんですけれども、全体の事業管理者及びその施設長全ての方に、そういうお願いをして、来年の決算時にはきちんとした方向性が出せるように、職員さんの安心の雇用の場になるようお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長

答弁はいいわけですね。

○磯部委員

そうか。その辺りのことについて、だから、70に近いそういうものが、今、理由を言われましたけれども、ちょっと疑問なんですけれども、そこをとやかく言うつもりはありませんが、今後運営に向けて、しっかりとその辺りを気を引き締めて、全体的なものを取り入れていただきたいということをお願いしておきます。

以上でいいです。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○河村委員

守田先生は、今、何をしよってんかいね。

○西村病院局管理部長

守田先生は、今、参与という形で医師の確保や、それぞれの病院の経営等について、いろんな助言を頂いております。

○河村委員

常勤じゃないんでしょう。

○西村病院局管理部長

週に2日でございます。

○河村委員

ということは、医師確保ができないのも、経営がというのも、皆、参与の責任というわけじゃないよね。

○西村病院局管理部長

いろいろなアドバイスを頂いているということでございます。

○河村委員

せっかくの長い経験をお持ちの方なので、今のその緩和ケアの問題であるとか、御自身が医師免許をお持ちだという中で、いいアイデアを出していただくと助かるような気がしますけれどね。その辺りのことについては、よくお話をしていただきたらと思います。

先ほど、まほろばの決算があったんですが、通常、老健の場合は100ないと経営的には厳しいんだというのが、もう通説なんです。

今のような状態で、じゃあ30増やせと、こういう話を通るのか通らないのかというのはよく分かりませんが、その辺りのところについては、どのようにお考えなんです。

○西村病院局管理部長

現状の施設で、今、70でございませけれども、これ以上増やすというのは、検討はしたんですが、難しいということでございました。

○河村委員

その難しいというのは、物理的に無理なのか、金銭的に無理なのか、要は、今、資格の話がいろいろ出ていましたが、そういったものも100あれば、通常的人员配置でできるわけですよ。効率が最もええのが100なんだと思うんです。

だから、100なきや、その経営的には厳しいという話になるわけですが、市内全体を見て、老健がどういう状況かという問題も、当然、セットしてくる問題じゃありますが、単にまほろばだけを考えてみれば、その30の余裕の部分の埋めることで、もっと効率のよい働き方ができるかなと思うんですが、いかがですか。

○西村病院局管理部長

施設の、物理的に、もうスペースがないので、70が、もうマックスということでございます。

それと、以前は、まほろばは60だったのを70に、10ほど増やしたということもございます。その時点で、もう70がマックスだったということでございます。

○河村委員

はたから見れば、駐車場も結構空いているように思いますけれども、そういった意味

合いじゃ、もちろん市内の老健施設の問題が片づかなければ増やすことはできませんが、そういったものが片づくのなら、どうやったらその効率のええ状態ができるかというのは、ぜひ考えてほしいなと思います。

もう一個、いつも職員の研修についての話をさせていただいておりましたが、今回、コロナということで、今まで以上にそういった研修をされているんだと思うんですが、その辺の対応はどんなですか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

コロナの研修でございますが、今年度につきましては、職員の全体研修として4月の22、23に行っております。その後、院内の委託業者ですが、給食の職員に対して6月の22、25日に実施しております。

あと、リネン業者に対しても6月の22、26日で、清掃業者については7月の2日、3日に、コロナ感染症の研修を行っております。

以上です。

○委員長

大和病院はいいんですか。

○田中大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大和病院のほうですが、新型コロナに関する研修会というのは、特に行っておりませんが、院内のウェブでいろんな情報とかを流しております、職員にはそういう情報提供で注意喚起を行っております。

○河村委員

本当はコロナだけじゃない、研修全部をとというお話なんですが、コロナだけを捉まえても、病院の職員、看護師まで含めてどこまでやられているのか分かりませんが、要は時間数ですよ。対象人員の中でどこまでの時間数を費やしたかと、こういう話なんですが、昨日じゃったですか、宇部興産病院のあれがありまして、もう発生した場合は、コロナだろう等に関わらず対応しなきゃいけないんで、しっかり職員の研修をしていただいて、コロナだけじゃないですよ、ほかにもいろんな病気がありますから、そういったものをしっかり対応していただくことが、安心につながると思いますので、前回も研修についての公表をお願いしておきましたが、何かホームページに載っちょるという話はちょろっと聞いたんですけど、ホームページに載っちょるというんじゃなくて、その研修は、要は患者、市民に対する安心感にもつながることが望ましいと思いますので、ぜひ前向きな公表に努めていただいて、安心感につながっていただきたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○磯部委員

日夜、医療従事者の方は、本当に大変な思いをしながら患者さんに携わっていらっしゃるということに、本当に感謝をしたいと思います。

その中で、とっても気になったんですけれども、同僚委員の一般質問の回答に、この検温のことでいろいろ質問をしてきたと思うんですけれども、部長のほうから、今、東部は感染者がいないと。光市に感染者が出たら検温を始めるといった、そういう答えがあったのに、ちょっとびっくりしたんですけれども、職員の方は、自分たちの患者さんを守るために、現場で大変な思いをしながら、私はやっていたらと思うんです。

ですから、職員を守るという意味でも、安心して、少しでもリスクが下がるようなことをしてあげたいというのは、すごく思っています。その中で、今、山口県でもちょっと1件、高校のどこかがやっていたらと思うんですが、抗菌コーティング、この辺りが1年間の効果があって、非常にリスクが下がるという取組で、結構公共施設や医療関係は広がっております。その辺りのことについて御見解をお聞かせいただきたいなと思います。

○川崎病院局経営企画課長

今、議員さんからコーティングについての御提言がございました。コーティングについて、まだ情報とかよく把握できていない部分はありますが、その有効性などをまた確認させていただきながら、費用対効果なども考えて検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○磯部委員

ぜひ患者さんや医療従事者がもうたくさん交わるところ、例えば、トイレなんかもそうですね。受付のところもそうなんですけれども、最前線で頑張ってくださっている人達を、患者さんとともに少しでも感染のリスクを下げるという手法は、全部をコーティングしろというわけではなくて、本当に一番危険なところにそういったことをするというのも、私は市民の安全、安心につながるし、もちろんそこで働く方に安心して仕事をしていただくということにつながるんじゃないかと思っておりますので、しっかり検討をしていただきたいというのを切にお願いをしておきたいと思います。

先ほどちょっと、今朝のときに聞くべきことであつたのかもしれませんが、今のことでいいんですけれども、まほろばの在宅復帰率というのはどれぐらいあるんでしょうか。分かる範囲の数字で結構でございます。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

すいません。今確認しておりますけれども、27.3%でございます。

○磯部委員

今、加算を取るために一生懸命頑張っているというので、私も後押ししたいという思いがあるんですけども、今の3段階の改定の部分で報酬の選別をしたときに、真ん中の今基本型を取られているということは、30%超えないといけないんですよ。一番最初の一番収益があるのが在宅強化型、50%を超える。その他の一番下のところが30%以下というふうになるんですね。これ絶対に、また変わると言うんですね。老健というところは、やっぱり在宅復帰に向けたそこがメインになりますので、そういうところに力を入れないと収益が上がりません。今27%と言われましたので、ここは積極的に改革することによって収益が必ず上がりますので、今の間にしっかりと、少しでも収益を上げるための努力は、職員さんと一丸となってその辺りをお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○土橋委員

ちょっと聞いてみるんですが、老健は、病院と一緒にやるというのは、法的には可能なわけでしょ。

○原田介護老人保健施設事務係長

併設型というものがございまして、当施設であれば、公道が通っているんですけども。

○土橋委員

いや。

○原田介護老人保健施設事務係長

そういうことではなくて……。すいません。可能です。

○土橋委員

例えば、今言おうとされていたようなことは、何か検討をされたことはありますか。

○原田介護老人保健施設事務係長

いかにして費用を削減するために、医師が大和病院からの派遣でできないかとか、ほかの職員がまほろばのほうに兼務として来てもらえないかという検討は、一応行っております。

○土橋委員

今の老健施設を造るときに、実はそういうような計画があったんですよ。道路の、病院とのつながりの導線のことでお話がありましたけども、これもあそこに橋を架けよう

というようなことも論議をされました。そういうことになってくると、医師、看護師、薬剤師、こういった人たちが要らなくなるなんていうような言葉は適切でないと思うけれども、背に腹は代えられんわけですから、そういうようなところもきっちりと検討をしてもらいたい。そうでないと、さっきから聞いていると、潰すしかないじゃないかと。民間に委託するしかないというような論議にすり替わってしまうことが非常に恐ろしいということで、このことについては提案をしておきます。

それと、もう一つ。病院の医師確保についてですけれども、これも市民と病院が知っている側のところでは、かなりの認識の差があると思うんです。そこで、ちょっとこれは横道にそれるかも分かりませんが、市民に分かるような形のほうがいいなと思って、以前、私も言うたことがあるんですけども、山口大学の医学部は、定員は何名ですか。御存じですか。たしか90とか何とかというような話を聞いたことあるんですがね。まあそれはこっちに置いて、今、大和であれ光であれ、希望する医師の数というのは、あと何名増やしたいわけですか。いろいろ診療科もありますけれども。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

大和総合病院としましては、医師があと3名、4名は必要と考えております。

○土橋委員

光は。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

以前、基本計画の中の整合性は3名という話でしたけども、病院の事務長としての思いとしては、210床があるので、以前の23名程度の医師数があればというふうには思っています。

○土橋委員

23名と言うたら、あと何人。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

あと6名です。現状を踏まえたときには、計画があったように、2名、3名かなと思っています。

○土橋委員

つまり、光も大和をもう合わせると10人近くは欲しいんだと、派遣をしてもらいたいんだというのがあると思うわけでありましてけれども、さっきの医学部の定数は90ぐらいだと思いたんですけども、この中で山大的な大学病院に残る先生というのは、どのぐらいおられるというのは把握されておりますか。

○桑田病院事業管理者

すいません。はっきりした数字はちょっと申し上げられないんですけど、全卒業生のうち、山口県内の、いわゆる研修病院に入ってくるということに関しては、やっぱり20人程度ぐらいだと考えています。

○土橋委員

20人が残るということですか。それとも、出ていくちゅうことですか。

○桑田病院事業管理者

20人程度が残るということです。ほかの方は、外のほうの研修病院へ行かれることが多いです。

○土橋委員

そうすると、90人が定数だとすると、20人ぐらいが残るということになると、さらには、山口県下で山大から派遣してほしいという病院なんていうのは、どのぐらい。大ざっぱでどのぐらいありますか。

○桑田病院事業管理者

申し訳ございません。どのぐらいかはちょっとお答えできないと思います。

○土橋委員

今聞かれたとおり、90ぐらいの定数があったって、20ぐらいしか大学病院には残らないんだということになってくると、手の出しようがないと。しかも、10人ぐらい欲しいんだと言ったところで、結局市民のほうにしてみれば、あるいは議会のほうにしてみれば、それ何とかせいやというようなことになるんだけれども、ここで次に出てくるのが、じゃあ、山大だけに依存するんじゃなしに、全国的に先生呼んでこいやと。早い話が呼んでこいやということになるわけでありましてけれども、これも山大以外から医師を派遣してもらったとしますか。そういう病院があるとすると、山大との関係はギクシャクしますか。スムーズにいきますか。

○桑田病院事業管理者

その前に、ちょっと一つ訂正したいんですけど、山口大学に残るではなく、山口県内の病院の研修医になるということですね。それで、それぐらいの程度という、思ってください。

先ほどの御質問ですけれども、例えば、ほかの大学から病院のほうに来ていただくと。例えば、科によって違うと思うんですね。だから、現実問題、山口大学のほうからその科の人が医師として来ていると。そこに他の病院から入れるということになってくると、やはりギクシャクすると思います。

○土橋委員

時間も来ましたんであれですけども、解決方法というのはあるんですか。ないんですか。

○桑田病院事業管理者

今、山口大学には、関連病院院長会議というものが年に1回必ずあります。今年は新型コロナウイルス感染症の関係で開かれませんが、必ずその議題の中で、山口大学出身の学生さんをいかにして山口県内の病院、もしくは大学のほうで研修していただくといったことを山口大学で調べていますけども、やはり山口県内のどこかの高校の出身の方のほうが山口県に残る人が多いと。そして、なおかつ山口県内の病院に研修に来られた方は、そのまま山口県に残ることがあるというところで、大学のほうはそういう部署をつくって、今おられる学生さんにいろいろアタックして行って、県内に残ってもらえることは毎年やっております。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

今のお答えに追加させていただきますが、今、山口大学では、地域卒の学生さんが出つつあります。それが今年すぐという意味ではなくて、それは年数が結構かかるとは思いますけども、その辺りで毎年10名ずつ増えてくると、ある程度は県内でも安定して配置していただけるんじゃないかなというふうには思っています。

○土橋委員

地域卒の先生が来られるようなときには、もう私ももうこの辺におらんじやろうと思いますけども。そのことに向かって、ますます大きなうねりとして運動にしてもらいたいというふうに思います。先生の問題については、市民の側は、山大だけじゃないじゃないかというようなことをおっしゃる方がおられますけども、その辺のところをどういう形で市民の皆さんに知ってもらおうかというの、何が問題なのかという、これも何ぼ一生懸命やっても駄目なんだよと、極端に言うたらね。もう卒があるから。市民の皆さんに愛される病院として、実は欲しいんだけども、こうこうこうなんですよというものは、やっぱりやらないと、もういいか悪いか私は分かりませんが、大都会にみんな持っていかれてしもうて、何が山大かというふうに思っている人も、私も含めてですけども、おりますんでね。運動をさらに強化をしていただきたいということをお願いしておきます。

以上。

5 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第64号 令和2年度光市一般会計補正予算（第8号）〔所管分〕

説 明：西村農林水産課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

13ページの海水浴場の監視船の配備委託料497万2,000円、当然、海水浴場を開かなかったら全て戻すということなのですが、始めた当初は漁協は監視船そのものに興味がないと言うか、無理やりお願いをしてやっていただいていたんですが、寄る年波と言うか、最近はこの唯一の収入であったりするケースが増えておりまして、そういった声は聞こえていなかったですか。

○萬治商工観光課長

皆さん、こんにちは。監視船の配備の委託料についてでございます。

これにつきましては、事前に海水浴場を開設しないということで光漁協へ話に行きました。

そのときに、今、委員言われたような話もございましたけれども、このたびはコロナの関係でイベント、行事が中止になって収入が減少するものですので、国の持続化給付金であるとか、市が実施します給付金、これらの制度がございますから、こちらのほうで対応していただきたいというお話をさせていただき、そのことについては納得いただけたと考えております。

以上でございます。

○河村委員

では今回のイベント中止に合わせて、コロナの何か補助金がもたらえたんですか。

○萬治商工観光課長

個別の方の収入のことでございますので、具体的なことの回答は差し控えさせていただきますが、給付金の対象にはなるものでございます。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。それから、工事のところでは15ページの松原川の石積み護岸のところですが、昔の記憶で言えば、あそこの幼稚園があったところが調整池のようになっておったような気がするんですが、今、直接、海岸まで川水が流れるということで、そのあたりの影響というようなものはなかったですか。

○西村農林水産課長

松原川の周辺が調整池だったということで、その影響はというお尋ねございますが、今回の被災は、もともとあの辺りというのは砂が堆積傾向であり、根入れも十分に取って護岸を設置しておりましたが、今回の異常豪雨と言うか、異常洪水の中で急激な排水が生じ、砂が洗掘され河床低下したということをご想定しておりますので、調整池とかその辺の絡みがあったのかということについては、私のほうでは分かりかねます。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。結構、室積そのものが排水が難しいところになっていますので、そのあたりのところはよく調べていただけたらと思います。

先般の災害復旧で単独が25件、国庫補助が18件というようなことで、できれば一覧表みたいな、箇所が市内全域だろうとは思いますが、そういった箇所が分かればお示しをいただきたいのと、ゆめゆめ事前着工するとか、そんなことは恐らくはないと思いますので、よく注意をして取扱いをしていただけたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○森戸委員

何点かお尋ねをします。小さいところなんですけど、現在、補助事業がないため土水路の整備というものが行われておりません。単市でですね。

意欲のある農家には単市でも整備が必要ではないかと思うんですが、その辺のところのお考えをお示しいただけますでしょうか。

また、今まであった補助金、村づくり交付金とか、その辺の動向と要望なんかが出ているのかも含めてお話をいただけたらと思います。

○西村農林水産課長

土水路整備について単市でも進めていくかという、そこら辺の考えについてのお尋ねでございます。

委員御指摘のとおり単独市費の整備については、現状、危険ため池の下流の整備など防災対策を優先的に進めている状況でございます。

財政状況等を鑑みれば、今後も単独市費のみの農道や水路の整備というのは非常に難しい状況となっております。

しかしながら、既存の農業用施設の機能確保、この重要性につきましては十分に認識しておるところでございますので、今後も活用できるような補助事業がないか、その動向を注視しながら、また、財源は限られておりますが単独市費も活用しながら必要な対策が図れる方法を検討して進めてまいりたいと考えております。

また、加えまして暗渠管の吸い出し、例えば、災害も含めて、突然の機能不全等、こういうことに陥った場合には、市の方でこれまでと同様に責任を持って対応させていただきたいということを申し添えておきます。

それと、補助金の動向と要望というところなんですが、近年の異常気象に伴ういろいろな災害、こうした状況を受けて危険ため池の改修または廃止等、防災対策として実施するものや、圃場整備とか直接的に農業生産性を向上させるような事業に対しての補助については多くの予算が確保されている状況にありますが、道路や水路を単体で整備するようなものにつきましては、現状、採択が見込めるような事業はございません。

また、平成20年度から30年度にかけて進めてまいりました集落基盤整備事業、こちらについては、里の厨を中心に農業振興を図る施策と併せて、道路、水路を一体的に整備してまいりましたが、これにつきましては、実施に当たって、まず一つは、一定規模、20ha以上の受益面積がないと実施できないということがありますし、また、これらを実施するには、圃場整備や暗渠排水、里の厨のような農業振興拠点施設の整備等、直接的に農業振興、あるいは農業生産性の向上につながるような事業が含まれていること、つまり農業施策として高い事業効果が求められることが条件となっています。

また、加えまして、これらは交付金事業となりますので、現状、国全体の財源自体も乏しいことと、また、これらは県の裁量によって予算配分されるという状況から、今、県内で実施されております長寿命化対策であったりとか、防災対策であったりとかが優先されますので、財源確保は非常に困難な状況となっております。

こうした状況から、現状、採択が見込める補助事業がないということもあって、具体的な事業要望等は行っておりませんが、先ほども御説明いたしましたとおり、今後の補助事業の動向に注視しながら、活用できるものがありましたら実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

例えば、旭地域は要望書も出ていて、農道の拡幅も含めて話があったと思います。それは今の要件に合うのかどうか分かりませんが、20haあるのかどうか分かりませんが、当時のその要望に対する回答としては、補助金の動向を見ながらというようなことを言っておられたと思いますので、ぜひそういうふうな要請も含めてお願いできたらと思います。

同様に、高尾地区でも意欲のある農家の方は農地も買われて、土水路を三面張りか何

かの水路にしてほしいというような要望がずっと出ていますけれども、要は土水路だとイノシシが壊して水路が閉塞するというようなことが多々ありますので、何らかの方策を、お考えを、ケース・バイ・ケースで違うと思いますので、アドバイスをいただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

それと、次に移りますけど、島田駅と岩田駅のバリアフリー化については一般質問でもお尋ねをしたんですが、それで下松駅のホームのかさ上げがございましたよね、エレベーターと含めて、これは3億円ぐらいかかっている、配分は3分の1ずつということで、国、県、市だったですかね、JAも入っていましたかね、その工事額と工期、要はかさ上げの部分の工事費がどのぐらいなのか、工期がどのぐらいなのか、分かればお示しをいただけたらと思います。

○萬治商工観光課長

これは下松市からの聞き取りの範囲になりますが、下松駅の駅構内の工事はエレベーター設置、改札口の改修とかホームのかさ上げ等、全部を含めまして約3億6,000万円であったと聞いております。

ただ、ホームのかさ上げのみの部分については担当者のほうでも把握していないということでしたので、お答えができないということでございます。

それから、工期についてでございますが、こちらはバリアフリー化自体の工期につきましては、平成30年10月から31年3月までの5カ月間で行う予定であったということでございます。

ただ、30年7月は豪雨がございましたので工期が延びまして、実際は8月までの10カ月かかったとお聞きはしていますが、予定としては5カ月であったと聞いております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。JR側の詳細な工事の額というのはなかなか出てこないの分らないんですが、島田駅、岩田駅のバリアフリー化の参考になればと思ってお尋ねをしたところなんですが、ホームのかさ上げだけでも工期だけでも5カ月はかかるということで、思った以上に安全対策とか、もろもろ含めてかかるんだなというのはちょっと実感いたしました。

工費自体はそんなにかからないのかなという思いはするんですが、他の西日本管内の駅も含めてよく調査と言いますか、一度お願いできたらと思います。

高齢化率も示させていただいて、島田駅、岩田駅の周辺は高齢化率もスピードが早く進んでいますので、私は光駅以上に犠牲者が出かねない状況にあらうかと思っておりますので、その辺のところもお考えをいただけたらと思います。どうやったら、まずできるのかを含めて考えていただけたらと思います。

それと、室積の西ノ浜の海岸についてちょっとお尋ねをしたいんですが、夏場に西ノ浜の海岸に行くと、非常に家族連れとかサップをやられたりする方にぎわってしまし

た。

それは何でかなというふうに思うと、消波ブロックがありますし、家族連れとか、要は安全に遊べる場所、水遊び等ができる場所になっているのではないかなと思います。室積海岸が浸食をされているために、余計にその安全性と言いますか、それが際立って見えたような気がいたします。

地元からは、トイレ等の設置ができないかというようなお声が届いているんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○萬治商工観光課長

西ノ浜の状況でございますが、こちらでは承知しておりませんでした。トイレのことでございますが、現状を言いますと、例年、夏の間には海水浴場を開設する区域、遊泳区域を設けて管理しているエリア約700mございますけど、その間に観光トイレを5カ所と、割と多めに設置しております。

そういうこともありまして、現在、その他の場所へのトイレの設置については検討していない状況でございます。

以上でございます。

○森戸委員

思った以上に家族連れでにぎわっていらしたので、ある意味、安全な遊び場のような気がいたしますので、ぜひ一度どういうものなのかも含めて、立地も含めて、私は売りになるのではないかなというふうに思いますので調査をしていただけたらと思います。

以上です。

○河村委員

この間、一般質問でマリーナの話をしようと思って忘れていたんですが、漁船をつなぐところにレジャーボートをつなごうという話があったわけですが、状況としたら、もう今から5年前ですか、漁業法か何かの改正に合わせていろいろな問題が大きな変革をされたように聞きました。

そういった漁港区域にレジャーボートを係留してもいいというような、恐らく方向性が出たんだろうと思うんですが、それに向かって何か調査とか、そういうことはされたんですかね。

○西村農林水産課長

漁港の活用について調査をされたかというお尋ねでございます。

水産庁からの通知によりますと、漁に影響がなければ、その範囲においては活用していいというところで、現状、漁業者も減少しておりますし、現地にはレジャーボートが泊まっているような状況も見られますので、他市、他県の漁港内にレジャーボートを係留して運営しているようなところで、本市と類似しているところを調査して本市で

も運営することができないか検討を行っているところでございます。
以上でございます。

○河村委員

従前は、要はどの程度の船があるのかというのも調べておられたと思うんですが、そのあたりのところは全くあれですかね。

○西村農林水産課長

係留してあるプレジャーボートの数でございますが、まず、室積八幡地区に今36隻、戸仲地区に17隻、西ノ浜地区に44隻のプレジャーボートが係留されており、また、その他の場所に23隻の係留が確認されております。
以上でございます。

○河村委員

通常、車と同じように船の場合にも要は船籍と言いますか、どういうふうな連絡で入ってくるのかよく分かりませんが、そういう把握の仕方というのも当然あるんだと思うんですが、そういう数字は把握しておられますか。

○西村農林水産課長

現状、我々が把握しておりますのは、漁港施設の周辺に係留してあるプレジャーボートの数でございますが、そのような内容のことは把握してございません。
以上でございます。

○河村委員

当然、建設も関係してくるので、そのあたりのところについては、例えば市内に全部で200艘いるから、その200艘についての整備をどうするのかというような観点も含めて1回検討していただけたらと思います。
それから、戸仲漁港の整備計画が今年度上がっておったと思いますが、進捗状況は。

○西村農林水産課長

戸仲漁港の進捗状況でございますが、発注をしまして業者が確定し、これから具体的な調査を進めていくような状況となっております。
以上でございます。

○河村委員

とすると実施計画と言うか、実際の整備は令和4年ぐらいかなということですか。

○西村農林水産課長

今回の業務の完了工期は令和3年3月末となっておりますので、それ以降にまた申請を行って採択されましたら工事等を進めていくこととなります。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。それから、この間、捕獲隊の人にたまたま出会ったんですが、今年は何か少ないというふうな話をされたんですが、私のところは市役所の周りですけど、最近、イノシシとその子供がおって、実は手に余っている状態なんです。

市内全般で言っても、もう話題にしたくない、あまりにも被害が大き過ぎてというような話も聞くんですが、例えば、今、うちにいるイノシシをどうやって捕まえるかとか、特にこの夏場については、要はそう言って、じゃあ捕ってくれという話をしたときに、いや、捕ってどうすると、食べるわけにもいなくない、そうすると穴を掘って埋めないといけないわけですが、その穴を掘るっていっても山の中でスコップで手で掘るという話にはならないので、どうも捕るほうが、そういう意欲が湧かないという話を聞いたんですが、そんなところを含めてちょっとお話いただけますか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

こんにちは。委員からイノシシの発生状況も含めた、埋立て場所についてお尋ねでございます。

捕獲隊の方のお話では、少ないようだとのことでしたが、我々の感覚としては、特に市街地のほうで発生件数、目撃件数が非常に多いと感じております。

そこについては対策を講じなければと考えると考えておりますが、市街地では危険も高く、猟銃が使えないことから、なかなか難しい部分がございます。

人的被害が発生しないように追うなど、通報を受けましたら職員が駆けつけて対応しておるところでございますが、やはり即効性のある対策というものが、今は持ち合わせていない状況でございますので、市民の皆様方には、誘因物となっております防御ができていない畑ですとか、放置果樹とか、そういったものを徹底して排除していただく必要があらうかと思っております。

その中で、特に頻発する箇所については箱わなを設置させていただいておるところでございます。

埋立て場所につきましては、現在、市のほうで確保して、ここに埋めてくださいというふうなものは、用意していないというのが現状でございます。

以上でございます。

○河村委員

箱わなも設置して頑張らせていただいているのだらうとは思いますが捕れないので、町と言うほどの町ではないけれども、それでも子供が二十何人いるので結構不安な人が多いんです。そのあたりをどうすれば解消できるのかなと常々思うんですが、いい方法

はないのでしょうか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

先ほども申しあげましたように即効性のある対策を持ち合わせていないのが現状でございます。

繰り返しになりますが、市街地に出没するイノシシというのはそこに餌があることg分かってしまうと住みついてしまう傾向がございますので、防護柵設置の徹底ですとか、特に耕作放棄地とか、果実が落ちているだけでも誘因物にもなったりしますので、引き続きそうした対策については啓発を図っていきながら、その他の有効な対策がにつきましては、さらに研究を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○河村委員

もちろんいろいろな方法を取っていただいていると思いますが、畑とか田んぼとかというのであれば、電気柵とかで囲いをするということもできるんですが、今、宅地に芋を作っているような程度のところなので、とってもそういう状況でもないし、しかも周辺には子供がおるということで非常に苦慮しているのが現状です。

なかなか対策そのものがないから困っているんですが、大がかりなものを1回、イノシシ対策週間とか、特別対策週間とか、何かそういうものでも含めて、猟友会の人たち、捕獲隊の人たちと一緒に何かイベントができれば少しは違うかなと、追い払うだけですぐ帰ってくるかも分かりませんが、そのあたりのところはちょっとお願いをしたらなと思います。

今の夏場に捕ったイノシシを要は埋めるという話の中で、できるだけそういった捕獲隊とか猟友会の皆さん方に捕りやすい環境を作ってあげると、少し意欲が湧いてくるのではないかなと思いますので、そのあたりについては御配慮のほうをお願いしたらと思います。

以上です。

○磯部委員

一般質問でも同僚議員が質問した栽培漁業センターの件、一生懸命、長年の懸案を前に進めてくださっていて、本当に非常に残念ではあったんですけども、これを通じてどういう課題があったのか、また、以前、これに向けて6次産業化のそういうものを進めようと思って協議会も少ない予算ではありましたが、一生懸命、前に進んでいるんだと、私としてはすごく期待していたところで、それもなしになってしまったという、二つの側面を合わせて、何が今、問題、課題として捉えていらっしゃるのかというところを少しお聞かせいただきたいと思います。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

ただいま委員から御質問いただきました、栽培漁業センター跡地の活用の件につきましては、拠点施設の整備に向けて進めてまいりましたが、御承知のように契約締結には至りませんでした。一つは事業を進めるに当たり、目指すべき姿として、基本コンセプトや整備方針等を掲げたわけですが、そこを目指していくための方策を煮詰め切れなかったという点もあろうかと思えます。また、今回の施設整備の手法は、民設民営を前提としておりました。もちろん、契約締結後も決してお任せしっぱなしというわけではなく、我々も全面的に協力をしていくという姿勢で臨んでまいりましたが、その点をご理解いただくには、まだまだ関わり方が足りなかったと感じる部分もあり、反省点と認識しているところでございます。

また、これまでも、光市の水産業第6次産業化推進協議会等を通じて、漁業関係者の意見も吸い上げながら、基本コンセプトや施設整備方針に沿った拠点施設の実現に向け、ある程度の方向性を見いだしてきましたが、漁業関係者の方にとっては、協議の進め方やどのような手法で行えばよいかといった部分に難しさを感じておられ、もちろん我々もいろいろと関わりながら進めてきたつもりですが、まだまだ、巻き込み方や仕掛けの部分において十分ではなかった点も反省点としてございます。

協議会につきましては、令和元年度をもってその役目は終えておりますが、漁師さんが加工から販売まで全てを行う本来の意味での6次産業化においては、漁師さんが、加工技術や販路の拡大といった点が不得手で、そうしたノウハウを持ち合わせていなかったり、加工等に必要な機械がなかったりすることも課題として上がりました。

そういった御意見もいただいたので、少し視点を変えて、漁師さん自らが加工から販売のすべてを行うのではなく、加工業者さんに協力いただいて、規格外のレンチョウを活用し、加工品の販売までこぎ着けるなど、一定程度の成果を導き出せた部分もありましたが、先ほど申し上げました、本来の意味での6次産業化が可能となる環境の整備には至りませんでした。この課題については、先ほどお話した拠点施設の整備を進める中で、解決が可能となるのではないかという思いで進めておりましたが、この点においても、もう少し、漁師の皆さんをはじめとした漁業関係者を巻き込んで、どうすれば拠点施設をよりよい姿にできるのかという議論を深めていく必要があったと感じております。

以上でございます。

○磯部委員

長年の懸案事項が前に、職員さんの努力のある程度の成果はあったと思うんですね。今後、課題としても挙げられましたけれども、里の厨のような感じで、別に公的なもので造れという発想ではなくて、試験的にパイロットショップで小さいところからコツコツと皆さん努力なさって今があるということが土台だと思うんですね。

先日、ニューフィッシャーの方や漁師さんたちがゲリラ的にそういうこともされたり、そういう需要と供給のバランスが十分取れる素材があると思っておりますので、逆にそういった小さいことを積み重ねながら、捕って、加工して、販売するといった、それぞれの連携が取れるような、そこには実施体というもの、ある一定の公的な立場のところ

がそこを支えていかないと、やはり民間の誰かに全部をお任せするというのは、非常に少し危険なのかなというふうに今回感じました。

これを契機に、時間をかけずに小さいところから積み重ねて、そういう成果を上げていくことも一つの手腕として、積極的に皆さんの声を聞いて、間髪入れずいろいろなアクションを起こしていただきたいということを切にお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○森戸委員

お尋ねするのを忘れていましたので、周防エリアでウンカの被害が相当あるということで私も見てきたんですが、ウンカがつくと1日で穂が枯れるということで、そのエリアだけがぽこっと大きく枯れた状況になっていて、そういうケースがたくさん見ることができたんですが、そういったウンカの被害についてはどのように認識されているのか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

ウンカの被害状況についてのお尋ねでございます。県にも聞き取りをしております、トビイロウンカが大量に発生していると伺っております。委員から御案内がありましたように、被害が例年よりも多いというような状況も伺っております。

周南農林水産事務所や県の農業共済組合等、関係機関への聞き取りをしたところ、今年はかなり多い状況だと確認が取れました。発生時期が例年よりも早かったことが一つ要因であることも確認が取れております。

山口県内では、特に西部のほうが現時点では被害が非常に大きくなっていると伺っております。それに比べると光市の状況はまだ少ないというところではありますが、これから収穫となる品種については、生育状況等に差があることでタイムラグが生じることから、今後、被害が増える可能性は十分に考えられるとも伺っております。

以上でございます。

○森戸委員

そういう被害に対しては何か対策とか、共済自体はある一定の面積の全滅ぐらいしないと出ないというようなことを聞いているんですが、農政の担当として、何らかの対策と言いますか、啓発と言いますか、そういうものでもいいのであればお示しいただけたらと思うんですが。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

そういった被害への損失補償についてのお尋ねだと思いますが、まず、市としては現在そういったところに対する補填、補助といった制度は持ち合わせておりません。

そういった仕組みで申し上げますと、ウンカの被害に対しては農業共済の農作物共済事業や収入保険に加入していれば補償、補填の対象となると伺っております。

それぞれ任意加入の制度ではございますが、国が掛け金の50%を負担しているもので、特に農作物共済につきましては、実は平成30年度までは加入が義務づけられていたものでございますので、現在も多くの加入者がいると伺っております。

加入内容によって補償のされ方というのも変わってきますので一概には申し上げられませんが、一例を申し上げますと、1筆の圃場において基準収穫量の30%を超える減収があった場合には、基準収穫量の7割から収穫量を引いた値に1kg当たりの共済金額182円を掛けたものを共済金として受け取ることが可能だと伺っております。

これらについては、農業共済組合が窓口になりますが、市としましても農家への支援として窓口対応はさせていただきますので、そういった被害があれば、ぜひ御相談いただけたらと思います。

以上でございます。

○森戸委員

現場ではいろいろなことが起こっていますので、ぜひしっかり歩いていただいてアンテナを張っていただけたらと思います。

それと、光市新型コロナ対策推進宣言制度、これはもう始まっていたのでしょうか。始まっていたらその応募の状況なり、ポスターの状況なり、その辺の数等が分かればお示しいただけたらと思います。現状のところ。

○萬治商工観光課長

宣言制度は商工会議所へ委託して行っておりますけれども、募集は8月の下旬から始まっております。その状況はホームページにも載せておりますが、9月1日現在で今のところ38店舗の登録でございます。

以上でございます。

○森戸委員

その38店舗というのは業種的にはどんな感じですかね。例えば飲食とか小売店とか。

○萬治商工観光課長

今、手元に細かい38店舗の資料を持ち合わせておりませんが、飲食店が多かったように記憶していますが、様々な業種がございました。半分以上は飲食店であったというほどではなく、いろいろなところが登録されているという状況でございました。

以上でございます。

○森戸委員

それが貼られての効果なり、その辺のところはどんな感じで捉えていますか。数自体ももっともっといきたいんだとか、そういう部分はいかがですか。

○萬治商工観光課長

始まってまだそれほど時間も経っておりませんので効果等の検証はしておりませんが、今のところ38店舗ということで決して多くはないと思っておりますので、まだまだPRして増やしていただくように商工会議所にも働きかけたいと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

よろしく願いいたします。

以上です。

○田中委員

すみません。ちょっと市民の方からも聞かれたことを1件だけお聞きしたいんですが、光ブランド創出事業があるかと思うんですが、やっぱり新しい光市のお土産ができるということで期待が大きい部分があるんですが、今年度の進捗状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○萬治商工観光課長

光ブランド創出事業についてでございますが、この事業は平成30年度から始まりまして、予定では3年度間で実施するということで今年度に最終年度を迎えるということでしたが、今年度は新型コロナの影響等もあり、市内事業者の方に新しい商品開発を促すタイミングではないということもございまして、今年度募集はしておりません。今年度最後の予定でございましたが、これは来年度、改めて実施をしたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

今、コロナの影響で募集していませんという説明があったんですけど、事業としてやらないのであれば、もう補正予算のほうで落とすなり速やかにしていただけたらいいなと思う部分と、あとは3年目を迎えて、来年度、改めてということなんですけど、なかなか1年、2年とやってきて新しい商品が出てこないという部分もありますので、来年度いい成果が出るように、今年度中、まだ落としていないので何かつながるような盛り上げをするということも可能だと思いますので、その辺はよく考えていただいて、もう皆さん期待していますから、光のお土産、新しい物というところに、どうにか、またコロナで困った事業者のためにも、ぜひ地場産とかも連携してやっていただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

6 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第69号 光駅拠点整備基本計画の策定について

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

大変よくできた案であろうと、特に市民参加を受けながらいろんな調整を図られたことがよかったのではないかと思います。この計画そのものは、1番はJRの線路をどうするのかと、あるいはホームをどうするのかと、そのことで最終的な金額で大きな変化が出てくるものだと認識をしております。

当初の素案の中では、北側ホーム、それから真ん中に新たなホーム、あるいは今ある2つのホームという、その3点を適用されて、そうは言いながら、具体的な数字の説明というのはなかったわけでございます。

南側のホームを利用すれば、電車の動線もよくなって、費用も安価に収まるという私が提案をさせていただいたんですが、南側のホームに統一することはできるが、ここには書いてありませんけれども、その分、費用がかかるんだというような話でございました。しかしながら、どういう比較検討をされたのかというのは、私には理解が及ばないわけでございます。

ほかのデザイン会議等でいろいろお示しをされる中で、比較検討をされておるわけですが、このホームの部分について、北側ホームに一つにしたときには、実はこういう問題点があるんだと、費用面についてもこうなんだと、真ん中にホームをつくったときには、普通で考えてもホーム自体が莫大なお金がかかるんで、通常はそんなことは思わないわけではありますが、そうは言いながら、こういった比較のところでは、そういった比較金額というのは当然だろうと思えますので、それから南側のホームに購入したときには、実はこういうお金がかかるというような比較があつてしかるべきだところ思つておったんですが、そのあたりについてはいかがでございますか。

○松並都市政策課長

駅のプラットホームの一島化に関する比較に当たってのお尋ねをいただきました。

別添説明資料では、26ページのところでお示しをしております。まず、この第4章の一番初めに、このホームに関する検討をしたことをお示ししておりますように、やはり、通路と駅、これらの整備を検討していく上でホームをどうするのかといったことは、費用面でも大きな影響があると考えておりますことから、まずこの検討をいたしました。

例えば、現在の上り線のホームだけを使って一島化にする場合、あるいは現在の南側のホームだけを使って一島化にする場合、あるいは、現在の2つホームの間に新たなプラットホームを建設する場合、こういった単純に3つのケースが考えられるわけござ

いますけれども、いずれのケースにおきましても、例えば、レールの引換え、そのほかに電気通信系統の移設といったような工事が発生してまいります。

例えば、鉄道事業に精通しておりますJRの関連会社であるコンサルタント会社に委託をしておるわけでございますけれども、コンサルタント会社から目安となる概算費用をお聞きいたしました。ホーム、あるいは線路の敷設替え、先ほど申しました電子通信系統の移設などに合わせて10数億円程度の費用が必要になるということがわかりました。

鉄道事業に関しては行政が行うことはございませんので判然としない面もあるのかもしれませんが、例えば、電車に電気を供給するための電車線設備、あるいは駅の照明等の電源をまかなったり、駅や鉄道施設に電気を供給する電灯電力施設、それから駅の構内の信号機でありましたり、列車停車安全装置、それから踏切等制御を行うための設備、こうした信号設備、あるいは駅の放送装置や鉄道の電話、それから列車の無線といったようなものも扱います通信設備、こうしたものの移設、あるいは改修、こういったものに合わせて10数億円程度要するということが判明いたしました。これは、先ほど申しました3つの案、いずれの場合もそういった費用が判明するとのことでございます。

こうしたことから、現在のプラットホームをそのまま活用するという判断をしたところでございます。

以上でございます。

○河村委員

いずれの場合もこういうふうに言われたんですが、当初は南のホームに一つにするという案はなかったわけですね。私がちょっと聞き及んだところによりますと、今の南側のホームは昔の貨物のレールも通っておったところなんで、レールそのものは引きかえの必要がないというような話を聞いたりしたものですから、それなら南側ホームに統一することは可能なんだなど。特に昔と違って、今は特急電車の待ち合わせとか、そういった類のものもありませんし、貨物の待ち合わせをするということもないわけですから、そういった意味合いでは、南側ホームが大事だなど。

ただ、途中で南側ホームに直接今の開設口から乗り入れできるように、一部線路が切ったんですね。そのことで、多少レールを戻したりすることが必要なんですが、その程度で済むんだらうと思ったんで、具体的なその数字を実は希望したわけでございます。南側を1本で利用するという案は当初なかったんで、それをするのでどの程度の費用がかかるのかと、こういうふうにしたわけでございますので、それについての、実は期日というんじゃないで、先ほどの26ページにもさらっとこう流してあるわけですね。

実は、なかった案を提示をさせていただいたんですが、そのことについてしっかりしたものがなかった。それから、電気通信、あるいは電灯、あるいは信号、無線というようなことも、はたで何が分かるかと、こういうふうに言われるかもわかりませんが、通常、こういった電気設備についてはいずれさならなければいけない、そういった意味合いでいえば、単にそのホームを移設するだけで10数億円かかるからという話は、どうも理解が難しいように思います。

この橋上化、連絡通路を造るにあたって、一番お金がかかるのは、今現行の改札等、それから虹ヶ丘を結ぶところの距離が長すぎる、要はJRにお願いをしなければできない部分が多すぎると、それが費用になってかかってくるということになるんで、線路部分の上だけを限定をして、一部その土地をどうするかという問題も含めてやれば、現実的には駅舎と言いますか、南北通路、それから南北広場、ロータリーについては、もっと安価に上がるんだというふうに思えるわけでございます。

その辺りの比較を含めてどのように検討をしたのか。一番の希望は、今のその線路の部分をついに狭くして建物を、連絡通路をどうするかというその話、その部分には全く立ち入っていないように思えるんですが、いかがですか。

○松並都市政策課長

この度の自由通路や、橋梁のような構造物は、距離が短いほどその事業費は安価となるということからのお尋ねかと思えます。

先ほど申し上げましたように、線路や電気通信設備の移設等、膨大な費用がかかるわけでございますけれども、仮にでございますけれども、その膨大な費用を負担した上で一島化にして、御提案のように、もし南北自由通路の延長を短くすると、仮にするのであれば、その短くなる分、その自由通路の工事費は安価になるとは思えます。

ただ、自由通路の延長が短くなるということは、今ほどお尋ねがありましたように、虹ヶ丘側とどのように接続するのか、土地をどうするのかといったようなことが課題となってまいります。

つまりは、短い橋をかけても虹ヶ丘側に接続するためには、その間の土地をどうするのかといったようなことが課題となってまいります。

このスペースには、虹ヶ丘とは高低差がございますし、例えば、自由通路、虹ヶ丘と接続させるために高低差が大体5mから8m程度ございますけれども、そこにその高さのコンクリート擁壁などを築き、例えば、大量の土砂を搬入して大規模な造成工事を行うといったようなことが考えられます。

となりますと、この造成工事にも相当の費用と時間が必要となると見込まれますし、その土地は御承知のとおり鉄道用地でございますし、所有者である鉄道事業者の意向も何より前提となってくるものでございます。

駅のバリアフリー化が急がれております今、鉄道事業者にとりましても現実的ではないというふうに考えられますし、この事業主体のいかんに関わらず、採算性とか合理性、現実性といった観点からも実現へのハードルは極めて高いものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

なるほどその通路をつくった場合のその高低差が5mから8m、これは、要は当初からのその見込みの問題になるわけですが、JRにすれば、この駅の周辺についてはどう

あってほしいのかという、恐らく観点が大事なんだろうと思います。

JRだって今、固定資産を払わなければいけません。現行でも、要は遊休地とそれから業務用に使うところで多少の変動はあるにしても、いかに固定資産税を全国的には落としていくかという問題もあるんで、そんなことも含めた、当初からのその計画づくりというのが、私は要ったんだろうと思います。

費用と時間という話をされましたが、当初のやっぱりコンセプトが一番大事で、線路敷をいかに狭くするかというところから、じゃあその残ったところはどういうふうにできるのかと、これは単にその線路だけの問題じゃなくて、先般も虹ヶ浜の、要は低湿地帯についてのお話をさせていただいたんですが、新しいまちをこの線路敷に造るぐらいの計画が、私は本来必要だったんだと思います。

今現時点で、じゃあどうかと、バリアフリーも間に合わんじゃないかと、そうですね、もう本当ならできちよらんにやいけん時期ですから、それは今までの不作為がもたらしたことなんで、その辺りについて議論を蒸し返すことは、適切でないと思います。

要は、検討してこの短い連絡橋をつくることで、費用がどの程度になって、その残った、じゃあ虹ヶ丘とつなぐところの用地をどのように考えればいいのか、あるいはその分、北口のロータリーについては、今まで以上にもっと有効な活用が図られるわけでございます。

うまくいけば、ここに、要は民間活力を導入することができれば、それは今南側に考えるよりも、もっと大きな民間活力の導入につながるやもしれない。そのあたりの検討なしに、現実的にはそのデザイン会議等でやったことが素晴らしいことですから、それは早く具現化してあげたいとは思いますが、この今の線路をどうするかという一番の根本的な問題を解決せずにして、どうも次に行くことは心残り、余りにもちょっと計画的には満足できないものであるというふうに捉えられるわけでございます。

一度そういったものについて数字をしっかりと並べてみて比較検討をすることが大事なんだとこう思っておりますがいかがですか。

○松並都市政策課長

委員からは、駅北側の新しいまちづくりといった、まさに都市計画の観点から大変スケールの大きい壮大な御提案をいただきました。ただ、先ほども申しましたように、対象とする土地は現在、鉄道用地でございまして、何より土地の所有者である鉄道事業者の意向が前提となってまいります。駅のバリアフリー化が急務となっている今、現実的ではないというふうに考えております。

それから、金額ベースでの比較がなされてはないのではないかという御意見かと受け止めましたが、先ほどの26ページに、鉄道事業を手がけるコンサルタント会社から10数億円という試算金額の提示を受けまして、やはりこれを市が負担してまでその案を採用するということは、やはり金銭的な面、それから実際に事業を行う期間的な面を取りましても、これを採用するという考えには至りませんでした。

検討という段階で、あえて申し上げますと、1次検討の段階で採用に至らなかった案

だというふうに御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○河村委員

1次検討にと言われましたが、1次検討の中には南側のホームに一つにするという案はなかったわけでございます。例えば、北側のホームに1本にしようと、こういったときには、いろんな連結の路線の問題とかあるのかもわかりませんが、そういったものは南側のホームに統一すればないんだと、こう私は理解をしたんですけども、その辺りについては、鉄道事業者がどのような返答をされたのか、そこがどうも気になるんです。JRコンサルそのものはJRのほうを見てあるとか、そういった関連の方がたくさんいらっしゃるんで、基本的にはJRそのものがどういうふうに考えておられるのか、それからこの路線についての扱いについても、JRがどういうふうに思っておられるのかというのが重要だと私は理解をしておりますが、どういうその詰め協議をされたのか、1次にはなかったその南側ホームを提案を受けて、どういう協議をされたのか、その辺りについてちょっとお示してください。

○松並都市政策課長

現在の北側のホームだけを利用して一島化にする案と、現在の南側ホームだけを活用して一島化にする案、確かに仰せのように、実際の工事の手順なんかは変わってくるのかもしれませんが、コンサルタント会社に確認をしたところ、どちらの案、北側を使うのか、南側を使うのか、どちらの案にいたしましても、繰り返しになりますが、線路の移設や電気通信系統の移設等で膨大な費用がかかる、同じようにかかってくるというふうに報告を受けております。

以上でございます。

○河村委員

素案を示した後に、それからコロナの影響でなかなかそういった協議ができなかったというふうにも聞いたんで、どういうふうな答えができるかなと思っていたら、南側ホームでも可能だと、こういう話でありましたから、それならもうちょっと具体的な中身の金額比較を含めて出てくるものだと思っておったわけですが、いやいや1次判断でそんなものはだめでしたと、1次判断はなかった話を提案をして、結果的には可能だと、案としてですね。そうすると、もうちょっと比較が出てきてもいいんじゃないかなと。

今、聞いている話では、コンサル等のやりとりだとこういうお話でしたが、そういったJRの本体はどこか出番はないんですか。

○松並都市政策課長

この一島化の可能性につきましては、膨大な費用がかかるというふうにわかった時点で、この案につきましてJR西日本と協議はいたしておりません。

以上でございます。

○河村委員

一島化に膨大なというのは、例えば、真ん中に新しいホームを造れば当然ホームそのものが頑丈なホームになりますから、費用的には莫大かかるわけですがけれども、現行あるホームを使うことで、そういったところについては、随分改善できるんだと。しかも路線の切替え等についてそんなに必要ないということであれば、もっと安価にできるというふうに、私は捉えたわけです。

そうすると、今南北自由通路の部分を短くすることで、電車が通らないところについては、擁壁がお金かかるとかと言いますが、通路ほどのお金はかからない、実際には。しかも、その残地が出てきたとすれば、有効活用できるということも実は考えられるわけでございますから、その辺りのところのやっぱり比較をきちんとお示しをいただくことで、これなら自信を持って市民にも説明できるなというふうに私には思われるわけですが、その点についてはいかがですか。

○松並都市政策課長

仰せのように、全てのパターンにおきまして金額を算出した上での比較検討を行うことで、説得力が増すということかと思っておりますけれども、膨大な費用がかかると、基本的にそれを発意した光市の負担になるということがわかった時点で、その案は採用には至らなかったということで、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○河村委員

最後にしましょう。余りやり取りをしても無になるだけですから、比較検討をしなかったと、要はコンサルが言うことについて、100%うのみにしたようなそのやり取りが続いたわけですがけれども、果たして本当にそれで市民に対して十分なその報告ができるのかなと、そのことが私の心残りでございます。

しっかりしたまちづくりの、恐らく単に展望デッキがあるとか、もちろんここはいいんですよ。いいことじゃなくて、費用の根本はそうでないところに実はあるんだというところを、市民にもお示しをすることで理解が深まるもんだと、私は理解をしております。そういった比較検討ができないということが大変残念でなりません。

以上でございます。

○吉本建設部長

委員さんに誤解されているといけないので、私のほうから補足の意味を込めて御説明をしたいと思っております。

本会議での御質疑の中でも御説明いたしましたけども、鉄道施設については、市のほうでは設計であるとか積算であるとか、そういったことが困難でございます。ですから、

私どもが現在委託しております鉄道事業に精通した、かつJR西日本の関連会社であるコンサルタント会社に委託をして、この計画を取りまとめてきたところでございます。

そうした中で、26ページに比較検討をしていないというふうに委員さん言われているんですが、私どもは主要施設についてさまざまな選択肢がある中で、一つ一つ順番に比較検討し、選択していくといった作業をしております。

まず最初の選択肢であるのが、このホームの形態ということでございます。ここに記載をしておりますように、真ん中に一島のホーム、そして北側一島、あるいは南側一島、確かに委員さん言われるように、その後、追加で新たに南側のホーム、一島についても検討をさせました。

コンサルタント会社のほうからの回答がいずれも10数億円かかるということで、先ほど、課長のほうは1次選考という表現をいたしましたけれども、1次選考というよりは、選択肢を検討する中で、これだけお金がかかるのであれば、光市としてはふさわしくないなということで、現行のホームを活用することを前提に、次の主要施設について一つ一つ順番に検討していこうというふうにいたしましたわけでございます。

一つ一つ比較検討して、最終的に取りまとめてまいりましたのが、今回お示ししている案でございますので、その辺りは御理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○河村委員

ちょっとその追加で言われたことが、そんなに大きなことになるわけでもないのですが、非常に私的には心外なんです。当初の素案では、現行上りホーム、あるいは島式ホーム、あるいは現行の上り、下りについての案があったわけで、南側のホームは、電車の動線についても問題ないというような、ちょっとお話も聞いたんで、南側にもしホームを一つにできれば安価にできるのではないかと、こういうお話をさせていただいたわけですが、そうは言いながら、コロナの影響で、実際にはしっかりしたやり取りができなかったから6月に出すことができなかったと、こう解釈をいたしました。

さすれば、今回は、しっかりしたものが出るかなと思っておったんですが、しっかり書いてあると言いましたが、本当の2行、3行の間に全てのことを織り込んだわけですから、現実的にどこまでその金額的な問題を含めて比較検討がなされたのかというのが、どうも私には伝わってこない。その、やはりことを市民に、議員というのは金額的な効果も含めてお話をするというのが使命だと思っておりますから、せつかくのその基本計画を上げていただいたんで、しっかりしたものでなければ、説明責任を果たせない、そういう私は思われましたので、今回いろいろお話をさせていただきました。

ということで、くくりたいと思います。

○森戸委員

確認なんです。デザイン会議が確か8月か何かにかかれていたのかなと思いますけれども、その中で、どこかで述べられたかもわからないんですが、この構成を見るとさ

まざまな方が入っていらっしゃる。障害者の団体の方であるとか子育て世代とか学生とか観光関連、その辺の皆様方のこの計画に、基本計画の部分に対する御意見とか期待とか、その辺はどんな感じだったんですかね。最後に開かれたそのデザイン会議では。

○松並都市政策課長

先月8月にデザイン会議を開催いたしました。計画案をお示しして、御意見をちょうだいしたところでございます。少し御紹介をさせていただきますと、小学校のPTAの関係で入っていらっしゃる委員からは、子供を育てる親として、これからこの計画のもとで駅が整備されて、光駅に安心して帰ってこられる場所になるように、ぜひスピード感を持って進めてほしいといった御意見をいただきました。

それから、老人クラブの関係者の委員からは、北口にもバリアフリー対応のトイレをぜひお願いしたい、基本計画の内容を安心して読むことができた、整備を楽しみにしていると、ありがたい御意見をいただきました。

それから、観光関係の委員からは、観光や賑わいにつながるように、イベントの開催、人材育成など、整備後に多くの方が活躍できるよう、準備をしていきたいと。ソフト面はお任せいただきたいと、ハード面は行政にスピード感を持って進めてほしいといったような、ありがたい御意見を、先月の会議でちょうだいしたところでございます。

以上でございます。

討 論

○河村委員

大変残念ながら、今回の議案第69号光駅拠点整備基本計画の策定について、反対の立場から討論に参加をさせていただきたいと思っております。

先ほど来、議論をさせていただきました。そういった中において、基本計画として市民にしっかり説明をするためには、デザイン会議等でいろんなその案をいただいて、それを具現化する、そのことは大変すばらしいことであると思っております。しかしながら、この案の一番のものは、ホームをどうするのかと、このホームをどうするかによって、金額的に大きなその変化をもたらされます。その大きな変化をもたらせるところについての比較検討が十分でなかったと、そういう意味合いにおいては、今回は時期尚早だと、私には思われますので、反対の討論とさせていただきます。

○萬谷委員

それでは、議案第69号光駅拠点整備基本計画の策定について、私、賛成の立場で討論をさせていただきます。

これまで、私も、皆さんも一般質問やこの常任委員会の場で幾度となく光駅の橋上化、そして北口からの利便性の向上について提案や要望を重ねてまいりました。本計画で示された新たな南北自由通路と、そして立体的な整備を検討する駅舎の両側改札は、現在の光駅の南口からの利用の利便性を維持したまま、北口からの利便性が拡大に向上する、

これは何より光駅周辺の地形を最大限生かすことで実現できるものだと考えております。

その上、両側改札は橋上駅に比べ工期が短く済み、そして事業費も安価であるという説明もございました。本市の財政状況を踏まえた適切な案だと感じております。

また、県におきまして、鋭意、整備は進められている都市計画道路の瀬戸風線ですが、これが完成した暁には、自動車交通量が増加し、駅北口側の利便性、特に交通結節機能の一層の事実が求められると思っております。

こうしたことを見据え、北口に新たなロータリーやバスの乗り降りをするところの整備をすることが示されており、大いに歓迎したいと思っております。

そして、光市のかげがいのない財産である美しい虹ヶ浜海岸とのつながりを意識し、駅から海へのアプローチからの部分に交流広場が設けられる、ここに周辺や駅利用者、あるいは光市を訪れる人々が少しでも長い期間、滞在できるようにすることで、駅前に新たな賑わいが生まれてくるのではないかと期待をしていますし、私も鋭意、努力をしていきたいと思っております。

最後になりますが、この度の基本計画は、バリアフリー化や交通結節機能の充実、賑わいの創出、いろいろと待望していた拠点整備に取り組むものであると考えております。光駅の地形や特徴を踏まえ、かつ低コストを意識した光市にふさわしい計画が取りまとめられたと思っております。

この計画を高く評価することを改めて表明し、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○森戸委員

ちょっと長いかもしれませんが、お聞きいただけたらと思います。

議案第69号光駅拠点整備基本計画の策定について、会派彩りを代表いたしまして、賛成の立場で討論に参加をいたします。

平成26年3月議会で光総合病院の移転新築と光駅周辺の都市基盤整備について質問をいたしました。

これは、新しい病院開院を機に、光駅のバリアフリー化や昭和42年に建設され、老朽化した跨線橋の掛替えの必要性、市道川園線の延伸、病院周辺を市街化区域へ編入することで、病院を起点としたまちの活性化を図るものであります。

国の移動円滑化等の促進に関する基本方針の改正によって、平成32年までに1日の乗降客が3,000人以上の駅においてバリアフリー化が求められ、当時、JR西日本管内で1日の乗降客が3,000人以上の駅が372駅あって、そのうち310駅においてバリアフリー化が行われており、光市の遅れを指摘をして病院建設を控え、早急な対応を求めてきました。

そして、その結果、第2次光市総合計画にも光駅の拠点整備が掲げられました。平成29年の光市地域公共交通網形成計画、31年の隣地適性化計画でも地区の位置づけや試作例として掲げられております。

また、この環境福祉経済委員会において、光拠点駅整備基本構想の策定や整備計画の

素案において、北口トイレの設置や斜路付階段の設置、駐輪場と駅とつながる通路の屋根の設置、民間活力を活用した賑わいの創出、有利な補助金の獲得、ホームのかさ上げなどが指摘をされて、本整備計画基本計画の中でも繁栄をされております。

しかし、ホームについても検討をされたんですが、工事費の高さから採用にはいたりませんでしたということが今の論議でわかりました。

また、光駅利用者のワークショップやデザイン会議等でも意見をしっかりと繁栄をされていることが伺えて、議会を初め、また関係者の御意見に対しても、真摯に、丁寧に対応されたということが伺えると思います。

私は、今議会においても高齢化が急速に進展する光市では、公共施設や公共交通、公共空間のバリアフリー化が急務であって、バリアフリー基本構想の策定を強く要望をいたしました。光駅は、本市の玄関口でもあって、光駅やその周辺のバリアフリー化は最も急がれるべきであります。特に、犠牲者が出かねない状況にあるホームの段差、さらに老朽化が進行する虹ヶ丘跨線橋、民間活力を活用した賑わいの創出、特例債の有利な財源などが、この機会を逃せば二度と光駅前拠点整備の機会はないと思っております。

この光駅拠点整備基本計画を見ていきますと、バリアフリー化を前提に自由通路と一体的に整備する駅の形態として橋上化と比較をしても事業費と後期の面で大変有利である両側改札を採用しています。北口の利便性の向上はもちろんのこと、南口側も現在の利用動線が確保されており、両側開設は光駅周辺の地形を生かしたよい着眼点であって、今後もしっかりとJRと協議をよろしくお願いいたします。

さらに、この度の整備で交通結節機能の強化も図られておりますので、大いに期待をしております。今後、瀬戸風線の開通で交通量が増えていく北口への新たなロータリーで送迎など、利便性が向上をされると思われれます。今後は小型のバスも進入をして展開できるように、次の段階で知恵を出していただきたいなと思っております。

コロナ禍など厳しい財政状況のもと、国庫補助金である社会資本整備総合交付金の活用も想定をされておりますので、しっかりと補助金の獲得をお願いをいたします。

また、特例債の活用期限も迫っておりますので、今後の計画の進捗管理、スピーディーによろしくお願いいたします。

最後になりますが、先月開催されたデザイン会議の中でも子育て世代、老人会、障害者団体、観光関係など多くの方々が計画の実現と早期整備を求めている意見があったと聞いております。まさに光駅前拠点整備は市民の切実な願いであって、切実な要望であって、多くの議員がこれまでも求めてまいりました。

今後、高齢化も急速に進展するためバリアフリー化も急務です。総合病院の開院、瀬戸風線の開通、特例債の迫る活用期限、民間活力を活用した賑わい創出など、このタイミングを逃せば、光駅の拠点整備やバリアフリー化、今後できないと思っております。一日も早く、基本計画を実現をして、安心、安全、便利で快適な光駅が実現することを期待をいたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

②議案第64号 令和2年度光市一般会計補正予算（第8号）〔所管分〕

説 明：酒向建設部次長兼道路河川課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

13ページの河川維持管理事業、河川水路しゅんせつ工事なのですが、この工期はいつぐらい完了を目安にしておられるのか、その辺のところがあればお願いします。

○酒向建設部次長兼道路河川課長

工期につきましては、今年度内に完工を予定しております。
以上でございます。

○森戸委員

それと、もう一つ。15ページの国庫補助事業で、今積線と上ヶ原のこの予算が上がっていますけど、これも工期はいつまでかかりますか。

○酒向建設部次長兼道路河川課長

現時点では、年度内、令和2年度の3月末を目標としております。

○森戸委員

了解しました。しっかり早めにやっていただけたらと思います。特に、浚渫の部分をお願いいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○畠堀委員

先ほどの69号に関連してなんですけども、光駅の基本計画につきましては、基本構想に基づいて、それを今回取りまとめられたわけなんですけども、基本構想そのものについては、20年先を見据えて取り組んでいくという中で、比較的速やかに取り組む部分について今回まとめられたということなんですけども、もともとあります基本構想の実現に向

けて、今後どのようなものをどのようなスケジュール感をもって進めていこうとされているのか、そのことについて教えていただけたらと思います。

○松並都市政策課長

昨年3月に策定した光駅周辺地区拠点整備基本構想は、光駅周辺地区の魅力ある都市拠点づくりに向け、光駅を中心に半径約500mを対象に、おおむね20年後、将来の姿を見据えてハード・ソフト両面から拠点整備の方向性をお示ししたものでございます。

このたびの基本計画は、基本構想で短期の取組に位置づけました主にハード面、バリアフリー化を含めた施設の規模や配置などを定めたものでございます。

一方、基本構想では、多様な主体が連携するイベント等の仕掛け、それから、光駅から虹ヶ浜海岸の連続性演出の検討といった中長期の取組に位置づけております。主にソフト面の取組が多い状況でございます。

こうしたソフト面につきましては、基本計画で示したハード面の整備に合わせて展開することによって、光駅周辺の拠点としての魅力、これをさらに高めることができると期待をしております。行政だけでなく民間を取り込んだ取組と、民間を巻き込んだ取組が非常に重要となってまいりますので、中長期的にはなりますけれども、しっかり取り組んでいきたいと考えておりますし、先ほどの基本計画の中で計画の対象外としておりました駅の西側の土地、この民間活力の活用といったものなどは、やはり並行してしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

今お話いただいた件につきましては、市民の期待も非常に大きいものがございまして、やはりこれからの光のまちづくりの大きな要因になるのではないかと思います。るる取り組むべき課題について今御紹介いただきましたけれども、そういったものについて、できればスケジュール感をもって計画的に着実に少しでも前に前進、進めていくということで進めていただきますようお願いしたいと思います。

以上です。

○森戸委員

島田駅と岩田駅の駐輪場の整備についてお示しを頂けたらと思います。島田駅については、駐輪場の屋根の設置について何度か求めてきましたが、その辺のとも含めて、できないのであれば、できない理由も添えてお願いします。

○松並都市政策課長

委員御承知のように、島田駅前の駐輪場につきましては、敷地の全部がJRからの借地でございます。借地契約上、構築物の設置ができないという状況となっております。島田駅前の駐輪場の在り方につきましては、庁内関係部署と議論をしているところでは

ございますが、なかなか結論を見いだせておりません。

今後は、市内のほかの駐輪場も含めて、庁内で知恵を出し合って、島田駅前の駐輪場の在り方について、引き続き議論をしていきたいというふうに考えております。

○大田委員長

岩田駅は。

○松並都市政策課長

岩田駅前につきましては、平成24年3月に岩田駅周辺地区整備基本方針を定めておりまして、駐車場・駐輪場の整備を施策例の一つに掲げたところでございます。駐輪場の整備の必要性につきましては十分に認識をしております、検討すべき課題であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

岩田駅なんですけど、野ざらしで、地面といいますか、トラロープが張ってあるような状況ですので、駅前の駐輪場にしてはどうかなというようなものでございますので、駐輪場と言えるのかどうかも分かりませんが、私はひどい状況だと思いますよ。このまま置いとくというのはちょっと恥ずかしいといいますかね。ぜひ、改善をお願いしたいと思います。

島田駅については、契約上できないというようなことなんですけど、屋根でも、そういうものもJRはいけないと言っておられるんですか。屋根をつけるというのも最低限のレベルのものだと思うんですけど、その辺のところいかがです。

○松並都市政策課長

現在、駐輪場の維持管理につきましては、市民部が担当しているんですけども、借地契約書を確認いたしましたところ、構築物設置は駄目だということを明確に書かれて定められておりまして、苦慮しているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

見られたら分かるんですが、雨の日とか皆さん、その場で脱がれたりとか、駅舎の中で脱がれたりとか、大変困難を極めているといいますか、普通ではなかなかあり得ないんじゃないんですかね、屋根がないというのは。最低限の文化的なものとして、屋根はあってしかるべきだと思いませんか。

○松並都市政策課長

しっかり知恵を出して議論をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

駅前に住んでいて、状況というのをよく見ているので、高校生なんか雨が中さられている状況を見ると、本当にかわいそうだなと思います。ぜひ知恵を出して、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、島田川の千歳橋下流について、浚渫の声を頂いているんですが、その辺のところはいかがでしょうか。かなり土砂もたまっている模様でございますし、一番下の部分ですかね。大きな砂州ができている状況にあるんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○酒向建設部次長兼道路河川課長

島田川の浚渫ということでございますけども、国道188号から千歳橋、千歳大橋ですが、千歳大橋下流約100m付近から光大橋上流に向かっていく光大橋までの区間につきまして、浚渫を実施する計画にしております、入札が9月3日に実施され、6業者が決定しているところでございます。島田川の河口についてお尋ねがございましたけども、県によりますと、流下能力余裕があり、断面を有していることから、下流の浚渫については、現時点では予定をしていないと聞いております。

以上です。

○森戸委員

私も実際に周南土木にお願いに行ったんですが、そういった回答はなかったんですけどね。引き続き、地域住民の方は大丈夫かという不安視をされておりますので。潮位の関係で工事が難しいということは聞きましたけど、そういうような声があるというのは、ぜひ認識をして、再度お伝えを頂けたらと思います。

それと、災害時といいますか、大雨が降ったり、台風が来たりとか、そういう場合に、業者は無料、ボランティアで待機をするという流れだと思うんですが、県では道路等の維持管理契約を結んで、要請があれば倒木の処理とか、土のうを置くとか、そういう対応をすることになっています。光市にそういう仕組みがないとは思いますが、そういった同様の仕組みづくりができないかお尋ねをいたします。

○酒向建設部次長兼道路河川課長

山口県によりますと、建設業者等道路の維持管理の契約をしているものにつきましては、通常時の道路の修繕を委託しているものであり。この中におきまして、倒木処理を対応していると聞いております。

市内の市道につきましては、生活道路としての要素が強く、幹線道路が少ないことから、平常時のパトロールを業者に委託してはおりません。このため、県と同様に災害時の対応をパトロール業者にお願いすることは、現時点におきましては難しい状況でござ

います。

災害対応につきましては、台風が接近する前に建設業者に連絡いたしまして、対応の可否の確認を行い、災害が発生したときには、対応可能な業者に緊急の対応をお願いしているところでございます。

なお、業者から災害に伴う待機や対応について、問題は発生していないと今聞いているところでございます。

○森戸委員

でも、要は、そういうふうな待機をさせられる流れですので、断るに断れないんだらうと思いますので、結局その分のお金も支払わなければなりませんから、業者としてはそういう声があるんだということは、ぜひ御認識を頂けたらと思います。

以上で終わります。

○磯部委員

1点だけお願いしたいと思います。こないだの議会の中の本会議場でも、いろんな危険箇所とか、側溝のグレーチングのそういう危険な箇所とかを今徹底的に検査、点検をしていろいろやるといったありがたい回答もありましたけれども、私も最近グレーチングではなくて、側溝蓋の老朽化、そういうものがいろんなところであると思うんですね。そういう御意見があったときに、市役所は以前からすぐにそこを応急対応してくれるという班ができていたと思うんですね。もう随分前にそういうことがあるので、何かあったら、すぐに役所のほうにお電話したら応急処置してくれますよということを、ある一定の方にはすぐお返事はしているんですけども、土日以外そういったところはすぐに対応できるというような、改めて周知徹底、コミュニティセンターなり、そういうところにされたらどうかなど。結構市民の人からそういう御意見があって、先日も職員さんが休みのときに言ったら、すぐに対応して下さって本当にありがたかったんですけども、せっかくのそういった取組を早くからやっつけらっしゃるのに、あまり知らないところも課題かなど、その辺りの状況についてどのように考えていらっしゃるか、お答えいただきたいと思います。

○酒向建設部次長兼道路河川課長

道路の危険箇所等につきましては、市民からの通報や道路維持係によるパトロールにより道路の異常が発見され、迅速な対応に努めているところでございます。

道路管理者への連絡についてのPRの方法でございますが、光市のホームページにおいて御案内しているところでございます。市民の皆様方の御協力は不可欠でございますことから、今後さらに周知が図れるように検討をしまいたいと考えております。

○磯部委員

職員さんがずっとパトロールするという時間も、市民の皆さん、地域の皆さんの御協力があれば、もっとスピーディーな対応ができると思いますので、ここはホームページ

上だけではなかなか分からない方も多いですから、改めてコミュニティセンターなり、いろんな場面でそういうことがありますよということをぜひ周知徹底していただきたい。大きいけがにならない前にそういうことをお願いしたいと思っております。お願いいたします。

以上です。

○田中委員

すいません。今のとほぼ同じ内容になるんですが、今回グレーチングの報告があって、1,900か所ぐらいの点検を行っているときだったというお話もありました。それで、修繕終わった後しか見ていないので、どういう状況だったか事故のときの分からない部分はあるんですけど、ひょっとしたら、ガシャガシャグレーチングになっていたのかなというところもあったりして、今のお話のとおりでは、市民の多くの目で見れば、多分気づいていた人もいるのかなという部分があります。以外に市民も自分で言って直していただけると、すごいれしくて、まちづくりに参加したような気持ちになるんですね。それで、先行してやっているところでいったら、具体的に名前出すと、周南市なんかは、市民が道路や護岸の損傷を報告するアプリを導入して、市民の声が行政に届いて、対応した部分も報告するような、仕組みができております。アプリの仕組みはもうできていると思うので、ぜひそういったものを光市も導入していただけたらと思うんですが、そのことについて考えを聞かせていただけたらと思います。

○酒向建設部次長兼道路河川課長

現在、道路河川課におきましては、道路陥没や側溝の破損など、情報は主に電話連絡で頂いて、その後、職員が現地を確認して、応急対応等を実施しているというのが現状でございます。

委員御提言のように、同アプリを導入いたしますと、的確な場所の位置と状況の把握、早期の発見、事前防止など、道路維持管理上の大きなメリットがあるものと考えております。しかしながら、道路情報だけでなく、ごみの不法投棄や不審者情報など、様々な情報が寄せられるとも想定されます。より広い分野で市民参加による情報提供を受けるためにも、情報管理の一元化も必要であると思っておりますことから、開発費用や月々のシステムの使用料など、課題も含めて調査研究してまいりたいと考えております。

○田中委員

報告して、すぐ直していただけるというのは、いいシステムだと思うんですね。それで、先行議員も言ったとおり、ほとんど一市民には知られていないものがありまして、そういったところから市民との距離を縮めてやるには、アプリ自体はすごくいいシステムだと思います。それでまた、広範囲で情報が入ってきて困るという部分は、制度設計の中でどこから始めていくかということもできると思っておりますので、ぜひ調査研究していただいて、市民とともにまちづくりを進めることをぜひやっていただけたらと思います。

ので、よろしくお願いいたします。
以上です。

○森戸委員

1個ちょっと忘れておりましたので。上島田の市営住宅を取り壊して更地になっていて、今、土のうステーションが置いてあるところがあると思うんですが、その土地に関しては、何か動きがあるんですか。

○沖本建築住宅課長

土のうステーションになっている部分については、一部分筆をいたしまして、行政財産のまま残しております。
以上でございます。

○森戸委員

分かりました。所管がもう違うところになっているので、またそちらのほうで聞きます。